

第61回 定時株主総会

招集ご通知

新型コロナウイルスの感染症対策の観点から、書面またはインターネット等により、可能な限り事前に議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

なお、お飲み物の提供、お土産の配布は取りやめさせていただきます。

何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

日時 2023年3月29日(水曜日) 午前10時

場所 東京都目黒区下目黒1丁目8番1号
ホテル雅叙園東京 2階 華うたげの間
(後記「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

議案 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役5名選任の件
第3号議案 監査役4名選任の件
第4号議案 当社株式の大量取得行為に
関する対応策更新の件

目次

第61回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
事業報告	39
連結計算書類	57
計算書類	61
監査報告書	65

(証券コード 8029)

2023年3月7日

(電子提供措置の開始日 2023年3月6日)

株 主 各 位

東京都港区赤坂8丁目5番30号

株式会社 **ルックホールディングス**

取締役社長 多田和洋

第61回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第61回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第61回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.look-holdings.jp/irinfo/kabushiki/meeting/>

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コード「8029」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/P R情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

本株主総会につきましては、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、新型コロナウイルスの感染症対策の観点から、書面またはインターネット等により、可能な限り事前に議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。お手数ながら本招集ご通知および電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいませ、2023年3月28日(火曜日)午後5時までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

新型コロナウイルスへの対応について

- ◎会場入口付近で、株主様のためのアルコール消毒液をご用意いたします。感染防止のため、ご来場の株主様は、可能な限りマスクの着用をお願い申し上げます。また、会場入口において、検温を実施させていただき、そこで発熱が認められた方、体調不良と見受けられる方には、ご入場をお控えいただく場合がございますので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。
- ◎株主様の控室および飲み物の提供、お土産の配布は取りやめさせていただきます。
- ◎当社役員および運営スタッフは、体調を確認のうえ、マスク着用で対応させていただきます。
- ◎新型コロナウイルス感染症の影響により、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は当社ウェブサイト (<https://www.look-holdings.jp/irinfo/>) にてお知らせいたします。

記

1. 日 時 2023年3月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都目黒区下目黒1丁目8番1号
ホテル雅叙園東京 2階 華うたげの間

3. 会議の目的事項

報告事項

1. 第61期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第61期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役5名選任の件
- 第3号議案 監査役4名選任の件
- 第4号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策更新の件

4. 議決権の行使に関する事項

（議決権を複数回行使された場合のお取扱い）

- (1) 書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (2) インターネット等による議決権の行使が複数回行われた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主様へご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、法令および当社定款第15条の規定に基づき、当該書面には下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ・業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要
 - ・株式会社の支配に関する基本方針
 - ・連結注記表
 - ・個別注記表
 - ◎上記事項も含めた株主総会参考書類等の内容はインターネット上の前頁に記載の各ウェブサイトに掲載しております。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、電子提供措置事項を掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

議決権の行使についてのご案内

■ 事前に議決権を行使いただく場合



インターネット等による議決権行使

次頁のインターネット等による議決権行使のご案内をご確認のうえ、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限 2023年3月28日（火曜日）午後5時まで

スマートフォンでの議決権行使は、「スマート行使」をご利用ください。



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2023年3月28日（火曜日）午後5時到着分まで

■ 株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 2023年3月29日（水曜日）午前10時

❶ ご注意事項

※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトが利用できない場合があります。
※議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となります。



インターネット等による議決権行使のご案内

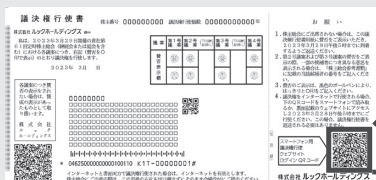
スマートフォン・タブレット端末による方法（スマート行使）

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

議決権行使期限

2023年3月28日（火曜日）午後5時まで

1. QRコードからスマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセス



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

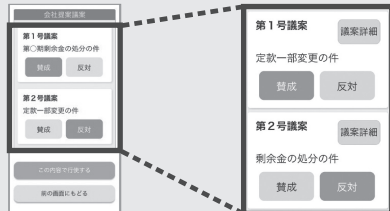
2. 議決権行使方法を選ぶ



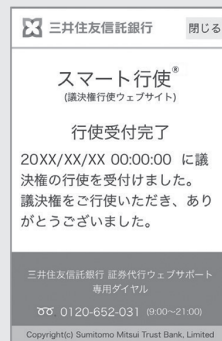
表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。
議決権行使方法は2つあります。

- すべての会社提案議案について「賛成」する
- 各議案について個別に指示する

3. 各議案について個別に指示する場合、画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください



4. 確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了



! 上記方法での議決権行使は1回に限ります。

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。



インターネット等による議決権行使のご案内

パソコン等による方法（議決権行使コード・パスワード入力によるご行使）

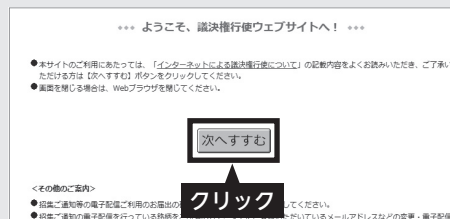
議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する上記の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

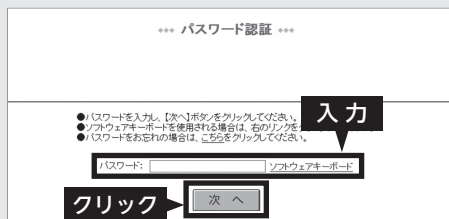
議決権行使期限	2023年3月28日（火曜日） 午後5時まで
---------	---------------------------

1. 議決権行使ウェブサイトにアクセスする



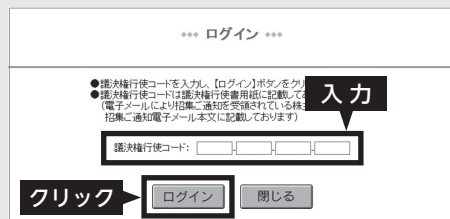
「次へすすむ」をクリック

3. パスワードの入力



「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

2. ログインする



お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

以降は画面の案内に従って
賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイトのご利用に関するお問い合わせ
三井住友信託銀行
 証券代行ウェブサポート（専用ダイヤル）
☎ 0120-652-031
 （受付時間 9:00～21:00）

議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本總會につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、財務体質の強化、積極的な事業展開に備える内部留保の充実を図りつつ、収益状況を勘案しながら利益配分を行うことを配当政策の基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、上記の基本方針に基づき、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金60円
総額463,780,380円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年3月30日

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役5名全員は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位および担当		取締役会出席状況
1	ただかずひろ 多田和洋	代表取締役社長	再任	100% (13回/13回)
2	しづはやはるお 澁谷治男	常務取締役	再任	100% (13回/13回)
3	さいとうまさあき 斉藤正明	取締役上席執行役員 経理担当	再任	100% (13回/13回)
4	いのうえかずのり 井上和則	取締役	再任 社外 独立	100% (13回/13回)
5	あきばあやこ 秋葉絢子	取締役	再任 社外 独立	90% (9回/10回)

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	<div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> た だ か ず ひ ろ 多 田 和 洋 (1965年1月2日生)	1988年3月 当社入社 2013年3月 当社取締役執行役員ブティック事業部長 2013年3月 株式会社アイディールック理事 (現任) 2015年3月 当社代表取締役社長 (現任) 2017年2月 株式会社ルック分割準備会社(現 株式会社ルック)代表取締役社長 2019年3月 ルック(H.K.)Ltd.董事 (現任) 2019年7月 Bisonte Italia Holding S.r.l.代表取締役 (現任) 2019年7月 Il Bisonte S.p.A.取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社アイディールック理事 ルック(H.K.)Ltd.董事 Bisonte Italia Holding S.r.l.代表取締役 Il Bisonte S.p.A.取締役	69,319株
<p>【取締役候補者とした理由】 多田和洋氏は、2015年より当社代表取締役社長として、既存事業の収益向上や新規事業開発など当社グループが成長していくための取り組みを推進し、企業価値向上に貢献してまいりました。当社グループの重要事項の決定および業務執行に対する監督など適切な役割を果たしており、今後も当社グループの持続的な成長と更なる企業価値向上に資するものと判断し、引き続き取締役候補者としたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	<p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">し ば や はる お 澁 谷 治 男 (1964年12月18日生)</p>	<p>1987年 3 月 当社入社 2018年 1 月 株式会社ルック常務取締役事業本部長 2019年 1 月 同社代表取締役社長兼事業本部長 2019年 3 月 当社取締役 2020年 1 月 当社常務取締役（現任） 2020年 3 月 洛格（上海）商貿有限公司董事（現任） 2020年 3 月 株式会社アイディールック理事（現任） 2020年 3 月 Il Bisonte S.p.A.取締役（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況） 株式会社アイディールック理事 洛格（上海）商貿有限公司董事 Il Bisonte S.p.A.取締役</p>	26,341株
<p>【取締役候補者とした理由】 澁谷治男氏は、営業部門の要職を歴任し、2018年1月より株式会社ルック常務取締役事業本部長、2019年1月より同社代表取締役社長兼事業本部長として豊富な経験と実績を有しております。この豊富な経験と実績を当社グループ経営全般に活かし、持続的な成長と更なる企業価値向上に資するものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
3	<p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">さいとう まさあき 齊藤 正 明 (1969年4月3日生)</p>	<p>1992年3月 当社入社</p> <p>2017年3月 当社取締役執行役員経営企画室長兼販売人 事部長</p> <p>2018年1月 株式会社ルック取締役（現任）</p> <p>2018年1月 A.P.C.Japan株式会社取締役（現任）</p> <p>2018年3月 株式会社アイディールック理事（現任）</p> <p>2019年3月 ルック(H.K.)Ltd. 董事長（現任）</p> <p>2019年3月 洛格（上海）商貿有限公司董事（現任）</p> <p>2019年7月 Il Bisonte S.p.A. 代表取締役（現任）</p> <p>2020年1月 当社取締役上席執行役員経理担当</p> <p>2022年1月 当社取締役上席執行役員経理担当兼経理部 長</p> <p>2022年1月 株式会社ルックモード取締役（現任）</p> <p>2022年1月 株式会社エル・ロジスティクス取締役（現 任）</p> <p>2023年1月 当社取締役上席執行役員経理担当（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況）</p> <p>株式会社ルック取締役 A.P.C.Japan株式会社取締役 株式会社ルックモード取締役 株式会社エル・ロジスティクス取締役 株式会社アイディールック理事 ルック(H.K.)Ltd. 董事長 洛格（上海）商貿有限公司董事 Il Bisonte S.p.A. 代表取締役</p>	16,323株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>齊藤正明氏は、営業部門および経営企画部門に従事し、2017年より取締役経営企画室長として、当社グループの経営戦略の策定や当社グループ会社の要職を兼務し、また2020年より財務・経理を担当するなど豊富な経験と実績を有しております。この経験と実績を今後も当社グループの経営全般に活かし、持続的な成長と更なる企業価値向上に資するものと判断し、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	<p style="text-align: center;"> 再任 社外 独立 <small>いの　　つえ　　かず　　のり</small> 井上 和 則 (1958年12月27日生) </p>	<p>1983年 4 月 伊藤葛株式会社(現 MNインターファッション株式会社)入社</p> <p>2005年 2 月 東京ブラウス株式会社代表取締役</p> <p>2005年 6 月 堀田産業株式会社 (現 堀田丸正株式会社) 社外取締役</p> <p>2006年 8 月 アルプス・カワムラ株式会社代表取締役</p> <p>2007年 7 月 株式会社TKコンサルティング (現 株式会社リーダーズ) 代表取締役 (現任)</p> <p>2011年11月 株式会社伊達屋取締役 (現任)</p> <p>2012年 4 月 文化学園文化ファッション大学院大学教授</p> <p>2018年 3 月 当社取締役 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社リーダーズ代表取締役 株式会社伊達屋取締役</p>	0株
<p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】</p> <p>井上和則氏は、繊維・アパレルファッションビジネスに長年従事し、幅広い知識・見識を有しており、当社の社外取締役として、これらを当社の経営全般に活かし、また独立した立場から当社の取締役会意思決定の妥当性・適正性を高めるための助言・提言をいただいております。これらの知識・見識を当社の経営全般に活かすとともに、独立した立場から監督や助言・提言をいただけることが期待できることから、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、同氏の当社社外取締役在任期間は、本株主総会終結の時をもって5年となります。また、同氏が再任され就任した場合には、引き続き指名・報酬委員会の委員として取締役の指名・報酬等に係る手続きに關与していただく予定です。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">独立</div> <small>あき ば おや こ</small> 秋葉 絢子 (1988年5月31日生)	2016年 3月 医師免許取得 2016年 4月 社会福祉法人恩賜財団済生会支部東京都済生会 東京都済生会中央病院 2018年 4月 慶應義塾大学病院 整形外科 2019年 4月 川崎市立井田病院 整形外科 2020年 4月 国際医療福祉大学 三田病院 整形外科 2021年 2月 国立研究開発法人 国立成育医療研究センター 整形外科 2022年 3月 当社取締役 (現任) 2022年 4月 慶應義塾大学病院 整形外科 (現任) 2022年 4月 慶應義塾大学大学院医学研究科 博士課程 (現任) (重要な兼職の状況) 慶應義塾大学病院 整形外科 医師	0株
<p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要等】</p> <p>秋葉絢子氏は、働く女性としての高い知見を有しております。お客様の大半が女性である当社にとって、女性の視点を活かした経営戦略は重要な課題です。当社の事業・産業に対する深い知見を有する取締役とは異なる、新たな視点を活かした助言・提言をいただけることが期待できることから引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、同氏の当社社外取締役在任期間は、本株主総会終結の時をもって1年となります。また、同氏が再任され就任した場合には、引き続き指名・報酬委員会の委員として取締役の指名・報酬等に係る手続きに閣与していただく予定です。</p>			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者井上和則および秋葉絢子の両氏は、社外取締役候補者であり、当社は両氏を株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として同取引所に対する届出を行っており、両氏が取締役任に再任され就任した場合には、引き続き独立役員となる予定であります。
3. 取締役候補者井上和則および秋葉絢子の両氏は、当社と会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令の定める最低責任限度額とする契約を締結しております。また、両氏が取締役に再任され就任した場合には、当社は両氏との前記責任限定契約を継続する予定であります。
4. 所有する当社株式の数には、役員持株会名義分を含んでおります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中の次回更新時に当該保険契約を更新する予定であります。

(ご参考) 取締役候補者のスキルマトリックス

取締役候補者のスキルマトリックスは次のとおりです。

氏名	地位および担当	会社経営 企業戦略	国際性 海外ビジネス	ブランドビジ ネス・マーケ ティング	財務・会計	ガバナンス リスクマネジ メント	サステイナビ リティ・ダイ バーシティ
た だ かず ひろ 多 田 和 洋	代表取締役社長	○	○	○	○	○	○
し ぶ や はる お 澁 谷 治 男	常務取締役	○	○	○		○	○
さい とう まさ あき 斉 藤 正 明	取締役上席執行役員 経理担当	○	○		○	○	
いの うえ かず のり 井 上 和 則	社外取締役	○		○		○	
あき ば あや こ 秋 葉 絢 子	社外取締役			○			○

※上記の内容は、取締役の有する全ての知識・見識を表すものではありません。

第3号議案 監査役4名選任の件

監査役4名全員は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位		取締役会出席状況	監査役会出席状況
1	うのさわひろふみ 宇野澤博文	監査役（常勤）	再任	100% (13回/13回)	100% (14回/14回)
2	みずののぶゆき 水野信之	執行役員 人事総務担当	新任		
3	はつとりしげた 服部滋多	監査役	再任 社外 独立	85% (11回/13回)	86% (12回/14回)
4	もりい たつお 森居達郎		新任 社外 独立		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	<p style="text-align: center;">再任 宇野澤博文 (1963年11月1日生)</p>	<p>1987年3月 当社入社 2017年1月 A.P.C.Japan株式会社執行役員事業部長 2019年1月 株式会社ルック取締役執行役員事業本部第1事業部長 2019年7月 同社取締役執行役員事業本部プティック事業部長 2021年3月 当社監査役(常勤)(現任) 2021年3月 株式会社ルック監査役(現任) 2021年3月 A.P.C.Japan株式会社監査役(現任) 2021年3月 株式会社ルックモード監査役(現任) 2021年3月 株式会社エル・ロジスティクス監査役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社ルック監査役 A.P.C.Japan株式会社監査役 株式会社ルックモード監査役 株式会社エル・ロジスティクス監査役</p>	9,358株
<p>【監査役候補者とした理由】 宇野澤博文氏は、当社グループ会社の営業部門での要職を歴任し、事業全般における豊富な経験と実績を有しております。2021年より当社常勤監査役のほか、グループ会社の監査役を兼務するなど、当社グループの経営の監督・監査を適切に行っており、今後も監査役として職務を適切に遂行していただけることが期待できることから引き続き監査役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	<p>新任</p> <p>みずののぶゆき 水野信之 (1965年10月14日生)</p>	<p>1989年3月 当社入社</p> <p>2016年3月 当社人事総務部長</p> <p>2019年1月 当社執行役員人事総務部長</p> <p>2023年1月 当社執行役員人事総務担当（現任）</p>	7,894株
<p>【監査役候補者とした理由】</p> <p>水野信之氏は、当社の人事総務部門での長年にわたる業務を通して、人事労務・法務・コンプライアンスに関する豊富な経験と専門知識を有しております。この豊富な経験と専門知識を活かし、監査役として職務を適切に遂行していただけることが期待できることから監査役候補者いたしました。</p>			
3	<p>再任 社外 独立</p> <p>ほつとりしげた 服部滋多 (1988年9月9日生)</p>	<p>2015年12月 弁護士登録（東京弁護士会）</p> <p>2015年12月 服部総合法律事務所 入所</p> <p>2020年3月 当社監査役（現任）</p> <p>2020年4月 慶應義塾大学法科大学院講師 金融商品取引法担当（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況） 服部総合法律事務所 弁護士</p>	200株
<p>【社外監査役候補者とした理由等】</p> <p>服部滋多氏は、弁護士であり、法律の専門家として豊富な知識と高い見識・専門性を有しており、当社の社外監査役として、これらを活かし適切に監督・監査していただいております。今後もこれらを当社グループの経営の監督・監査に活かし、社外監査役として職務を適切に遂行していただけることから引き続き社外監査役候補者いたしました。なお、同氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	<p>新任 社外 独立</p> <p>もり い たつ お 森 居 達 郎 (1964年4月17日生)</p>	<p>1989年10月 監査法人朝日新和会社(現 有限責任 あずさ監査法人) 入社</p> <p>1993年 3月 公認会計士登録</p> <p>2002年 5月 朝日監査法人(現 有限責任 あずさ監査法人) 社員</p> <p>2009年 5月 あずさ監査法人(現 有限責任 あずさ監査法人) 代表社員</p> <p>2022年 1月 森居総合公認会計士事務所 所長(現任)</p> <p>2022年 9月 トレノケートホールディングス株式会社社外監査役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 森居総合公認会計士事務所 公認会計士 トレノケートホールディングス株式会社社外監査役</p>	0株
<p>【社外監査役候補者とした理由】</p> <p>森居達郎氏は、公認会計士としての豊富な経験と財務・会計全般に関する専門的な知識を有しております。この豊富な経験と専門知識を活かし、当社グループの経営から独立した立場で、社外監査役として職務を適切に遂行していただけることが期待できることから社外監査役候補者いたしました。</p>			

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。
2. 監査役候補者服部滋多氏は社外監査役候補者であり、当社は同氏を株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として同取引所に対する届出を行っており、同氏が監査役に再任され就任した場合には、引き続き独立役員となる予定であります。
3. 監査役候補者森居達郎氏は社外監査役候補者であり、同氏が監査役に選任され就任した場合には、同氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。
4. 監査役候補者宇野澤博文および服部滋多の両氏は、当社と会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令の定める最低責任限度額とする契約を締結しております。また、両氏が監査役に再任され就任した場合には、当社は両氏との前記責任限定契約を継続する予定であります。
5. 監査役候補者水野信之および森居達郎の両氏が監査役に選任され就任した場合には、当社と両氏との間で、会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令の定める最低責任限度額とする契約を締結する予定であります。
6. 監査役候補者水野信之氏は、当社執行役員人事総務担当の地位を本株主総会開催日までに退任予定であります。
7. 所有する当社株式の数には、役員持株会および従業員持株会名義分を含んでおります。
8. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である監査役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、各候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中の次回更新時に当該保険契約を更新する予定であります。

第4号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策更新の件

当社は、2020年3月27日開催の第58回定時株主総会において「当社株式の大量取得行為に関する対応策」の更新（以下、更新後の対応策を「現プラン」といいます。）に関する議案を株主の皆様にご承認いただきましたが、現プランの有効期間は2023年3月29日開催予定の第61回定時株主総会（以下、「本総会」といいます。）終結の時までとされております。

そこで、現プランの有効期間満了を迎えるにあたり、当社では現プラン導入後の市場環境や経営環境の変化、株式大量取得行為をめぐる諸々の動向および様々な議論の進展を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みの一つとして、現プランの在り方について検討してまいりました。その結果、本総会におけるご承認を効力発生の条件として、現プランを更新（以下、更新する「当社株式の大量取得行為に関する対応策」を「本プラン」といいます。）することといたしました。

なお、本プランの更新に際しては、近時の株式大量取得行為に対する対応に関する裁判例や実務動向等を踏まえ、本プランの内容について全般的に見直しを行うほか、一部字句の修正・整理等形式的な文言の修正を行っております。

つきましては、株主の皆様にご承認をお願いするものであります。

I. 当社の財務および事業の方針を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上していくことを可能とする者である必要があると考えます。

当社は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、大規模な株式の買付行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案についての判断は、最終的には当社株主の皆様のご意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、大規模な株式の買付行為の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがあるもの、株主に株式の売却を事実上強要するもの、対象会社の取締役会や株主が買付行為の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、当社の経営方針や事業特性、各ステークホルダーとの関係等といった当社の企業価値の源泉を十分に理解せず、当社の企業価値または株主共同の利益に資さない大規模な株式の買付行為を行う者は当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考え、当社の企業価値または株主共同の利益の確保・向上のための相応な措置を講じることを基本方針といたします。

Ⅱ. 当社基本方針の実現に資する取組み

(1) 企業価値および株主共同の利益の向上に向けた取組み

当社グループは、「お客さま第一主義」の経営理念のもと、ファッションを通し顧客満足度を高めることを基本に、新しいライフスタイルや価値の創造を通じて、生活文化の向上に貢献するとともに、確かな実績で株主の皆様に応え、あわせて働く人達の豊かな生活の向上を目指すことにより中長期的な企業価値および株主共同の利益の向上に取り組めます。当社の携わるファッションビジネスでは、時代の流れや心の変化を瞬時に捉える、生活に豊かさを提案することのできる創造豊かな感性が必要となります。高感度な感性を大切にしながらも、ファッションをビジネスとして昇華し運営していくためには、優れた技術や能力と豊かな感性を持つ当社の従業員、関係会社、取引先および顧客等との間に築かれた関係についての十分な理解が不可欠となります。同時に、当社は、経営の基本方針を実施するために法と企業倫理に従って、誠実で公正な事業活動を展開することが、企業の社会的責任であると認識しております。

当社は、中長期的な経営戦略として、お客様に一層近づけるようにするため、企画・生産・販売を一貫して行い、製造小売業を意識して、既存ブランドの充実、新ブランド・新事業の開発を図り、効率重視の姿勢を崩さず、安定した利益を確保できる体制作りを行ってまいります。あわせて不測の事態に敏速に対応できる柔軟な体質を作り、厳しいグローバル競争に勝ち抜くことを経営の基本戦略としております。

上記の基本戦略のもと、中期経営計画（2019～2023）において、①既存事業の収益性強化、②EC事業の拡大、③積極的な新規事業開発、及び④経営基盤の構築を重点施策としております。

具体的には、①既存事業の収益性強化につきましては、国内及び海外事業において主力インポートブランドへ効果的に投資し、更なる事業の拡大策に取り組むとともに、不採算事業を終了することにより、収益性の強化に努めております。次に、②EC事業の拡大につきましては、ECと店舗の会員統合や在庫連携機能の強化等の施策を実施するとともに、自社サイトのリニューアル等、お客様の利便性向上を継続的に追求することにより売上の拡大に取り組んでおります。また、③積極的な新規事業開発につきましては、国内外でお客様のニーズの変化に対応すべく「衣食住+美」をキーワードに魅力あ

るブランドや事業開発をM&Aや業務提携も視野にワールドワイドな観点から継続的に検討・実行しております。最後に、④経営基盤の構築につきましては、国際性のある人材の登用を積極的に行っているほか、社会環境や経営戦略に合わせた人材育成推進のため、管理職研修、中堅社員研修、若手社員研修など、役職に応じた教育を実施しております。また、マーチャンダイザーに対するファッショントレンド情報研修など職種に応じたスキルアップ研修を行っており、創造性豊かな人材の育成や従業員一人ひとりのコンプライアンス遵守の徹底を図っております。

当社グループは、景気の変動に左右されないブランド価値を確立し、さらなる売上の拡大を図ってまいります。併せて、厳しい経営環境においても持続的に利益を創出できる収益性の高いブランド事業に経営資源を効果的に投資してまいります。

(2) コーポレート・ガバナンス強化による企業価値および株主共同の利益の向上に向けた取組み

当社グループは、コーポレート・ガバナンスの充実に向けた取り組みを経営上の重要な課題と位置づけ、客観性・透明性を高め法と企業倫理に従って、誠実で公正な事業運営を展開してまいります。その実現にあたって、当社の事業規模と業態を踏まえて、客観性・透明性を高め、経営責任を明確にすることによって、株主の皆様をはじめとするステークホルダーへの説明責任を果たしていけるよう努めてまいります。

当社の取締役会は、現在5名の取締役（うち2名は、独立した社外取締役となっております。）からなり、経営に関する重要事項を決議します。また、取締役の指名・報酬等に係る評価・決定プロセスの透明性および客観性を担保することにより、取締役会の監督機能の強化、コーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図るため、取締役会の諮問機関として「指名・報酬委員会」を設置しております。指名・報酬委員会は、その過半数を独立した社外取締役により構成しており、透明性、客観性、公正性を高めております。なお、取締役の経営責任を明確にし、経営体質の強化を図るとともに、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体質を構築するために、当社取締役の任期は1年となっております。

監査役会は、現在4名の監査役（うち2名は、独立した社外監査役となっております。）からなり、原則として毎月1回開催し、監査に関する重要事項について報告を受け、協議を行っております。

以上のほか、当社は、内部監査室を設置し当社グループの各部署について法令・定款および社内規程の遵守状況を監査し、その改善に努めているほか、取締役を委員長としたコンプライアンス委員会を設置し、当社グループ全体のコンプライアンス体制の推進を図っております。

当社は今後もコーポレート・ガバナンスの充実に努め、当社の企業価値および株主共

同の利益の最大化を追求してまいります。

Ⅲ. 本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

1. 本プラン更新の目的

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上させることを目的として、上記Ⅰに記載した基本方針に沿って更新されるものです。

当社取締役会は、上記Ⅰに記載した基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付等を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては不適切であると考えております。そして、こうした不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定を支配されることを防止するため、当社株式の大量買付等が行われる場合に、不適切な買付等でないかどうかを株主の皆様がご判断するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買付行為を抑止するための枠組みが必要であると考え、当社株式の大量買付等を行いまは行おうとする者に対して、当該買付等を行いまは行おうとする者が実施しようとする大量買付等に関する必要な情報の事前の提供およびその内容の評価・検討、買付者との交渉に必要な期間の確保を求めるための合理的な枠組みとして、現プランを更新することを決定いたしました。

なお、当社は現時点において、当社株式等の大量買付等の対象とされている、または、対象とする旨の提案を受けているとの認識はございません。

2. 本プランの概要

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を目的として、当社株式の大量買付等を行い、または行おうとする者が遵守すべき手続を定めるものであり、その内容は、株式会社東京証券取引所における適時開示、当社事業報告等の法定開示書類における開示、当社ホームページ等への掲載等により周知させます。本プランは、当社株式の大量買付等を行い、または行おうとする者が遵守すべき手続を定めるとともに、それらの者が当該手続に従わない場合や当該手続に従った場合であっても例外的に当該買付等により当社の企業価値および株主共同の利益が毀損されるものと判断される場合には、当社が差別的条件等の付された新株予約権の無償割当てを用いた対抗措置を実施することがあり得ることを事前に警告するものです。

3. 本プランの内容

(イ) 本プランに係る手続

(a) 対象となる大規模買付等

本プランは以下の①から③のいずれかに該当する当社株券等の買付またはこれに類似する行為（これらの提案を含みます。ただし、当社取締役会が予め承認したものを除きます。当該行為を、以下「大規模買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とし、大規模買付等を自ら単独でもしくは他の者と共同ないし協調して行い、または行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続に従わなければならないものとします。

- ① 当社が発行者である株券等¹について、保有者²の株券等保有割合³が20%以上となる買付け
- ② 当社が発行者である株券等⁴について、公開買付け⁵に係る株券等の株券等所有割合⁶およびその特別関係者⁷の株券等所有者割合の合計が20%以上となる公開買付け
- ③ 上記①または②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、(i) 当社の株券等の取得をしようとする者またはその共同保有者⁸もしくは特別関係者（以下、本③において「株券等取得者等」といいます。）が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下、本③において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該株券等取得者等の共同保有者に該当するに至るような合意等の行為、または当該株券等取得者等と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし

¹ 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。

² 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。

³ 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。以下同じとします。

⁴ 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下②において同じとします。

⁵ 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。

⁶ 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。以下同じとします。

⁷ 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付の開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。

⁸ 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。以下同じとします。

協調して行動する関係⁹を樹立する行為¹⁰であって、(ii) 当社が発行者である株券等につき当該株券等取得者等と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような行為

(b) 「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等には、当社取締役会が友好的な買付等であると認めた場合を除き、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対し、当該買付者等が大規模買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を日本語で記載した法的拘束力のある書面（以下「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式（買付者等の代表者による署名または記名捺印がなされることを要します。）により提出していただきます。

具体的には、「意向表明書」には、以下の事項を記載していただきます。

(i) 買付者等の概要

- ① 氏名または名称および住所または所在地
- ② 代表者の氏名
- ③ 会社等の目的および事業の内容
- ④ 大株主または大口出資者（所有株式または出資割合上位10名）の名称および概要
- ⑤ 主な買収資金の提供者の名称および概要
- ⑥ 国内連絡先
- ⑦ 設立準拠法

(ii) 買付者等が現に保有する当社の株券等の数、および、意向表明書提出前の60日間における買付者等の当社の株券等の取引状況

(iii) 買付者等が提案する大規模買付等の概要（買付者等が大規模買付等により取得を予定する当社の株券等の種類および数、ならびに大規模買付等の目的

⁹ 「当該株券等取得者と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が存するか否かの判定は、現在または過去の資本関係（共同支配の関係を含まず）、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等や、当該株券等取得者等および当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎として行うものとしします。

¹⁰ 本③所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が合理的に判断するものとしします。なお、当社取締役会は、本③所定の要件に該当するか否かの判定に必要な範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

(支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大規模買付等の後の当社の株券等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等¹¹その他の目的がある場合には、その旨および具体的内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。)を含みます。)

(iv)本プランに定める手続を遵守する旨の誓約(条件または留保等が付されていないことを要します。)

(c)「本必要情報」の提供

上記(b)の「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等には、以下の手順に従い、当社に対し、大規模買付等に対する株主の皆様のご判断のために必要かつ十分な日本語で作成された情報(以下「本必要情報」といいます。)を提供していただきます。

当社は、買付者等に対して、「意向表明書」を提出していただいた日から10営業日¹²(初日不算入)以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「情報リスト」を上記(b)(i)⑥の国内連絡先に発送いたします。

当社は、「情報リスト」の発送後60日間(初日不算入)を、当社が買付者等に対して本必要情報の提供を要請し、買付者等が本必要情報の提供を行う期間(以下「情報提供期間」といいます。)として設定し、情報提供期間が満了した場合には、直ちに当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案等のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)を開始するものとします。ただし、買付者等から情報提供期間について合理的な理由に基づく延長要請があったものと当社が認める場合には、当社は、情報提供期間を必要に応じて最長30日間(初日不算入)延長することができるものといたします。また、当社は、買付者等より当初提供していただいた情報だけでは本必要情報として不足していると判断した場合、適宜期限を定めた上、追加的に情報提供を求めることがあります。

¹¹ 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、および株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。

¹² 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じとします。

他方、当社取締役会は、買付者等から提供された情報が本必要情報として十分であると判断する場合には、情報提供期間満了前であっても、本必要情報の提供が完了した旨の通知を買付者等に対し行います。

因みに、大規模買付等の内容および態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として「情報リスト」の一部に含まれるものとします。

- ① 買付者等およびそのグループ（共同保有者、特別関係者およびファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、損益状況、役員の氏名、職歴および所有株式の数等を含みます。）
- ② 大規模買付等の目的、方法および内容（大規模買付等の対価の種類および金額、大規模買付等の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付等の方法の適法性、ならびに大規模買付等の実行の実現可能性を含みます。）
- ③ 大規模買付等の対価の算定の根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報および大規模買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要および当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）
- ④ 大規模買付等に要する資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤ 買付者等による当社の株券等の過去の取得または処分に関する情報
- ⑥ 買付者等が既に保有する当社の株券等に関する賃借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約または取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合、または買付者等が大規模買付等において取得を予定する当社の株券等に関して担保契約等を締結する予定がある場合には、その契約の種類、契約の相手方および契約対象の株券等の数量等の担保契約等の具体的内容
- ⑦ 大規模買付等に際しての第三者との間における意思連絡の有無および意思連絡がある場合はその内容および当該第三者の概要
- ⑧ 大規模買付等の後、当社の株券等を更に取得する予定がある場合には、その理由およびその内容
- ⑨ 大規模買付等の後における当社および当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
- ⑩ 大規模買付等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客および地

域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針

- ⑪ 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策
- ⑫ 反社会的勢力との関係に関する情報
- ⑬ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

(d) 取締役会による買付内容の検討、買付者等との交渉、代替案の提示等

当社は、情報提供期間が満了した後、大規模買付等の評価の難易度等に応じて、情報提供期間満了日から起算して以下の①または②の期間（いずれも初日不算入）を、取締役会評価期間として設定します。

- ① 対価を現金（円貨）のみとし、当社全株式を対象とする公開買付けの場合には最長60日間
- ② その他の大規模買付等の場合には最長90日間

なお、当社は、上記の取締役会評価期間を延長する必要があると認めるときは、独立委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、上記①および②の期間をそれぞれ最大30日間を限度として、必要な範囲で延長することができます。ただし、延長は原則として一度に限るものとします。取締役会評価期間を延長した場合、当社は、延長の理由および延長期間等について、速やかに開示いたします。

買付者等は、当社取締役会が、後記(f)の対抗措置の不発動に関する決議を行うまでの間、大規模買付等を実施してはならないものとします。

当社取締役会は、判断の客観性・公正性を担保するため、当社の社外取締役、社外監査役または社外の有識者であって、当社経営陣から独立した者のみで構成される独立委員会を設置します。本更新時に就任が予定されている独立委員会の委員は別紙1に記載のとおりです。また、独立委員会規則の概要については別紙2をご参照下さい。独立委員会は、買付者等が出現した場合において、当社取締役会から対抗措置の発動の是非等に関する諮問を受け、所定の手続に従い、当社取締役会に対して、対抗措置の発動の是非等に関する勧告を行うものとします。独立委員会の判断が、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

当社取締役会および独立委員会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて当社から独立した外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上

の観点から、買付者等による大規模買付等の内容の検討等を行うものとし、当社取締役会は、これらの評価・検討に係る独立委員会の判断を最大限尊重しつつ、大規模買付等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様公表いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付等に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

(e) 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

本プランに基づき対抗措置を発動するかどうかは、最終的には当社取締役会により決定されますが、当社取締役会は、かかる判断に際しては、独立委員会の対抗措置の発動の是非に関する判断を最大限尊重するものとし、

① 独立委員会が対抗措置の発動を勧告する場合

独立委員会は、(i)買付者等が上記(b)から(d)までに規定する手続を遵守せず、かつ、対抗措置を発動することが相当と認められる場合、または(ii)以下に掲げるいずれかの類型に該当すると判断されもしくは該当すると合理的に認められる事情が存在し、かつ、対抗措置を発動することが相当と認められる場合には、引き続き買付者等より情報提供や買付者等との間で協議・交渉等を行う必要がある等の特段の事情がある場合を除き、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

- (1) 買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株券等を当社関係者に引き取りを要求する行為またはこれに類似する行為を行う目的で当社の株券等の取得を行っているまたは行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合
- (2) 当社の会社経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の重要な資産（事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先または顧客等の当社または当社グループ会社の資産が含まれるが、これらに限られません。）を当該買付者等またはそのグループ会社に移転させる行為目的で当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
- (3) 当社の会社経営を支配した後に、当社または当社グループ会社の資産を当該買付者等またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
- (4) 当社の会社経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいはかかる一時的

高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株券等の高価売り抜けをする行為またはこれに類似する行為を行う目的で当社の株券等の取得を行っている」と判断される場合

- (5) 買付者等の提案する当社の株券等の買付条件（買付対価の種類および金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容（当該取得の時期および方法を含みます。）、違法性の有無ならびに実現可能性等を含むがこれらに限られません。）が、当社の本源的価値に照らして不十分または不適切なものであると判断される場合
- (6) 買付者等の提案する当社の株券等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付で当社の株券等の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付等を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主に当社の株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合
- (7) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な従業員、顧客、取引先、地域社会その他の利害関係者との関係や当社のブランド力・技術力を損なうこと等により、当社の企業価値・株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす大規模買付等である場合

② 独立委員会が対抗措置の不発動を勧告する場合

上記①に定める場合を除き、独立委員会は、当社取締役会に対して、対抗措置の不発動を勧告します。ただし、独立委員会は、一旦対抗措置の不発動を勧告した後も、当該勧告の前提となった事実関係等に変動が生じ、上記①に定める事由が存することとなった場合には、対抗措置を発動すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

また、独立委員会は、当社取締役会が本プランに基づく対抗措置を発動するか否か等について株主の意思を確認すべきと判断する場合には、当社取締役会に対し、株主意思確認のための株主総会を招集することを勧告することができるものとします。

(f) 取締役会・株主意思確認総会の決議

当社取締役会は、対抗措置の発動の是非等に関する独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、かかる勧告を踏まえて、対抗措置の発動に関する決議を行うものとします。

また、当社取締役会は、独立委員会が対抗措置の発動に関する株主意思確認のための株主総会¹³（以下「株主意思確認総会」という。）を招集することを勧告した場合、または、当社取締役会がその善管注意義務に照らし本プランに基づく対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様に判断していただくべきと判断する場合には、株主の皆様の意思を確認するために実務的に可能な範囲で速やかに株主意思確認総会招集の決議をいたします¹⁴。この場合、当社取締役会は、当該株主総会における決議の結果に従って、対抗措置発動に関する決議を行うものいたします。

(g) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、適用法令または株式会社東京証券取引所の諸規程等に従い、本プランの各手続の進捗状況（意向表明書・本必要情報が提出された事実、取締役会評価期間が開始した事実ならびに情報提供期間または取締役会評価期間の延長が行われた事実および延長の期間・理由を含みます。）または独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、株主意思確認総会決議の概要、その他独立委員会または当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

(ロ) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役が上記(イ)(f)に記載の決議に基づき発動する対抗措置としては、原則として、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当を行うこととします。ただし、会社法その他の法令および当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適当と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあります。

¹³ 会社法第295条に規定される決議事項を決議する会社法上の株主総会に限らず、同条に規定される決議事項以外の事項について勧告的決議を行う場合も含めて「株主意思確認総会」と記載しております。

¹⁴ 株主意思確認総会においては、原則として普通決議により株主の皆様の意思を確認することとしますが、大規模買付等の目的、方法および内容ならびに買付者等と一般株主の間における利益相反の可能性を含む諸般の事情を総合的に勘案して、買付者等および独立委員会が当該議案との関係で買付者等と特別の利害関係を有すると認める者を、その承認可決要件の計算から除外して取り扱うことがあります。

本新株予約権の無償割当の概要は、別紙3「新株予約権無償割当の概要」に記載のとおりといたします。

また、当社は、本新株予約権の発行による対抗措置の発動の機動性を確保するために、本新株予約権の発行登録を行うことがあります。

(ハ) 対抗措置の中止または撤回

当社取締役会が上記(イ)(f)の手續に従い対抗措置の発動を決議した場合であっても、①買付者等が大規模買付等を中止もしくは撤回し、大規模買付等が存しなくなった場合¹⁵または②対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、当該対抗措置を維持することの是非について、改めて独立委員会に諮問するとともに、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、発動した対抗措置の中止または撤回を検討するものとします。

独立委員会は、当該諮問に基づき、必要に応じて当社から独立した外部専門家等の助言を得ながら、当該対抗措置を維持することの是非について検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。

当社取締役会は、上記独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、かかる勧告を踏まえ当社取締役会が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置を維持することが相当でないと判断するに至った場合には、当社取締役会は、発動した対抗措置を、通常の決議により、本新株予約権の無償割当に係る権利落日前日までにおいては新株予約権の無償割当を中止し、新株予約権の無償割当の効力発生日以降新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては無償で当社が取得する等の方法で中止または撤回し、速やかにその旨を開示いたします。

¹⁵ 例えば、既に開始している大規模買付等を中止または撤回（大規模買付等が公開買付けの方法により実施されている場合には、公開買付けの撤回の公告（金融商品取引法第27条の11第2項本文）がなされることを要します。）した上で、(x)大規模買付等を一定の期間実施しないこと、(y)一定の期間以内に株券等保有割合を一定の割合まで減少させること、(z)一定の期間、臨時株主総会招集請求権を行使しないこと等を誓約する旨の書面を差し入れ、当該誓約書を遵守する場合が考えられます。

4. 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、本総会終結後、3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

ただし、当該有効期間の満了前であっても、当社の取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、株式会社東京証券取引所の規程等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、または当社株主の皆様が不利益を与えない場合等、本総会の決議の趣旨に反しない場合には、独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、または変更することができるものとします。当社は、本プランの廃止、修正または変更がなされた場合には、当該廃止、修正または変更の事実および（修正・変更の場合には）修正・変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

当社は本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実およびその内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、適用ある法令および金融商品取引所規則に従って速やかに開示いたします。

5. 本プランの合理性

(イ) 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること等

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性確保の原則）を全て充足しています。また、経済産業省の企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえた内容となっております。さらに、東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～」における買収防衛策に関する内容（【原則1－5.いわゆる買収防衛策】等）を踏まえた内容となっております。

(ロ) 当社の企業価値・株主共同利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記1.「本プラン更新の目的」に記載のとおり、当社株式に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって導入され

るものです。

(ハ) 株主意思を重視するものであること

本プランは、本総会において本プラン更新の承認可決の決議がなされた場合に更新されるものです。

加えて、本プランの更新が可決された場合には、本プランの有効期間は、本総会終結後、3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとなり、かつ、本プランの有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において選任された取締役により構成される当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとされており、本プランの更新および廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

更に、上記3.(イ).(f)「取締役会・株主意思確認総会の決議」に記載したとおり、本プランに基づく対抗措置を発動するか否かについての株主の皆様の意思を確認するための株主総会が開催されたときは、当社取締役会は当該株主総会の決議の結果に従って、対抗措置発動に関する決議を行うものとされており、この場合には本プランに基づく対抗措置の発動に関しても、株主の皆様の直接の意思に依拠することとなります。

(二) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、対抗措置の発動等を含む本プランの運用に関する決議および勧告を客観的に行う取締役の諮問機関として独立委員会を設置します。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、当社の社外取締役もしくは社外監査役または社外の有識者から選任される委員3名により構成されます。

また、当社は必要に応じ独立委員会の判断の概要について、株主の皆様に情報開示を行うこととしています。

これらにより、当社の企業価値・株主共同の利益に資するような本プランの透明な運営が行われるとともに、当社取締役会による恣意的な本プランの運用ないし対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されております。

(ホ) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記3.(イ).(e)および(f)に記載のとおり、合理的に客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

(ヘ) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記4.「本プランの有効期間、廃止および変更」に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており、従って本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社取締役の任期は1年であることから、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会を構成する取締役を一度に交代させることができないため、その発動を阻止するために時間を要する買収防衛策）でもありません。

6. 株主の皆様への影響

(イ) 本プランの更新時に株主および投資家の皆様にご与える影響

本プランの更新時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその更新時に株主および投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

(ロ) 本新株予約権の無償割当時に株主の皆様にご与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当を行う場合には、別途定める割当期日における株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当時においても、株主および投資家の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの、保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主および投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利および経済的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当の決議をした場合であっても、上記3.(ハ)「対抗措置の中止または撤回」に記載の手續等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止または撤回を決定した場合には、株主および投資家の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化も生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご注意下さい。

また、本新株予約権の行使または取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使または取得に際して、買付者等の法的権利等に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主および投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(ハ) 本新株予約権の無償割当に伴って株主の皆様が必要となる手続

当社取締役会が本新株予約権の無償割当の決議を行った場合には、当社取締役会において割当期日を定め、これを公告します。割当期日における株主名簿に記載または記録された株主の皆様は本株新株予約権が無償にて割り当てられますが、割当期日における株主名簿は証券保管振替機構から当社株主名簿管理人に対してなされる総株主通知に基づき作成されますので、株主の皆様におかれましては、名義書換の手続は不要です。

割当期日における株主名簿に記載または記録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当の効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込手続は不要です。

また、株主の皆様には、新株の取得のために所定の期間内に本新株予約権を行使していただく（その際には一定の金銭の払込を行っていただきます。）必要が生じる可能性があります。

以上のほか、割当方法、行使の方法および当社による取得の方法等の詳細については本新株予約権の無償割当に関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続の詳細に関して、適用ある法令および金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示または通知を行いますので当該開示または通知の内容をご確認下さい。

以 上

別紙1 (独立委員会委員略歴)

井上 和則 (いのうえ かずのり)

- 1983年 4月 伊藤葛株式会社(現 MNインターファッション株式会社)入社
- 2005年 2月 東京ブラウス株式会社代表取締役
- 2005年 6月 堀田産業株式会社 (現 堀田丸正株式会社) 社外取締役
- 2006年 8月 アルプス・カワムラ株式会社代表取締役
- 2007年 7月 株式会社TKコンサルティング (現 株式会社リーダーズ) 代表取締役 (現任)
- 2011年 11月 株式会社伊達屋取締役 (現任)
- 2012年 4月 文化学園文化ファッション大学院大学教授
- 2018年 3月 当社取締役 (現任)

※ 井上氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

秋葉 絢子 (あきば あやこ)

- 2016年 3月 医師免許取得
- 2016年 4月 社会福祉法人恩賜財団済生会支部東京都済生会 東京都済生会中央病院
- 2018年 4月 慶應義塾大学病院 整形外科
- 2019年 4月 川崎市立井田病院 整形外科
- 2020年 4月 国際医療福祉大学 三田病院 整形外科
- 2021年 2月 国立研究開発法人 国立成育医療研究センター 整形外科
- 2022年 3月 当社取締役 (現任)
- 2022年 4月 慶應義塾大学病院 整形外科 (現任)
- 2022年 4月 慶應義塾大学大学院医学研究科 博士課程 (現任)

※ 秋葉氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

服部 滋多 (はっとり しげた)

- 2015年 12月 弁護士登録 (東京弁護士会)
- 2015年 12月 服部総合法律事務所 入所
- 2020年 3月 当社監査役 (現任)
- 2020年 4月 慶應義塾大学法科大学院講師 金融商品取引法担当 (現任)

※ 服部氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

別紙 2 (独立委員会規則の概要)

独立委員会規則の概要

- 1 独立委員会は、当社取締役会の決議により、取締役会の諮問機関として設置される。
- 2 独立委員会の委員は3名とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役または社外有識者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。
- 3 独立委員会の委員の任期は、選任のときから3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日または別途当該委員と当社が合意した日までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
- 4 独立委員会は、当社代表取締役または各委員が招集する。
- 5 独立委員会の議長は、各委員の互選により選定される。
- 6 独立委員会決議は、原則として委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。
- 7 独立委員会は、当社取締役会からの諮問を受けて、以下の各号に記載される事項につき審議の上決議し、原則としてその決議の内容を、その理由および根拠を付して取締役会に対して勧告する。
 - ① 本プランに係る対抗措置の発動の是非
 - ② 本プランに係る対抗措置の中止または撤回
 - ③ 本プランの廃止および変更（形式的な事項を除く）
 - ④ 本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
 - ⑤ その他本プランに関連して当社取締役会が独立委員会に諮問する事項なお、独立委員会の各委員は、独立委員会における審議および決議においては、専ら、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うこととする。
- 8 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役または従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見または説明を求めることができる。
- 9 独立委員会は、その職務の執行にあたり、当社の費用にて、投資銀行、証券会社、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他外部の専門家より、助言を受けることができる。

以上

別紙3（新株予約権無償割当の概要）

新株予約権無償割当の概要

1. 本新株予約権の割当総数
 本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当に関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当決議」といいます。）において別途定める割当期日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）と同数とします。
2. 割当対象株主
 割当期日における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。）1株につき1個の割合で本新株予約権の無償割当をします。
3. 本新株予約権の無償割当の効力発生日
 本新株予約権の無償割当決議において別途定める日とします。
4. 本新株予約権の目的である株式の種類および数
 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1株（以下「対象株式数」といいます。）とします。ただし、当社が株式の分割または株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。
5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容および価額
 本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は、1円とします。
6. 本新株予約権の譲渡制限
 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。
7. 本新株予約権の行使条件
 ①買付者等、②買付者等の共同保有者、③買付者等の特別関係者、もしくは④上記①ないし③に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者（その共同保有者・特別関係者を含みます。）、または、⑤上記①ないし④

に該当する者の関連者¹⁶（これらの者を総称して、以下「非適格者」¹⁷といいます。）は、原則として、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当決議において別途定めるものとします。

当社取締役会は、ある者が非適格者に該当するかを判断するにあたり¹⁸、独立委員会の意見を聴取し、独立委員会の判断を最大限尊重するものとします。

また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（但し、非居住者の保有する本新株予約権も、後記8. ②のとおり、適用法令に従うことを条件として当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

8. 当社による本新株予約権の取得

① 当社は、行使期間の初日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

② 当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引き替えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとします。また、当社は、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者

¹⁶ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、またはその者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。また、組合その他のファンドに係る「関係者」の判定においては、ファンド・マネージャーの実質的同一性その他の諸事情が勘案されます。

¹⁷ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、非適格者に該当しないものとします。

¹⁸当社取締役会は、非適格者の該当性が問題となっている者に対し、その判断に必要な情報等の提供を求めています。

のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合¹⁹には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日において、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものを全て取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

③ 当社は、本新株予約権の無償割当の効力発生日以降の日で当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者が有する本新株予約権の全てを取得し、これと引き換えに、取得に係る本新株予約権と同数の新株予約権で非適格者の行使が原則として認められないとされているもの²⁰を対価として交付することができます。また、当該新株予約権には、一定期間²¹の経過後、一定の場合に合理的な対価を交付することにより当社が取得することができること等の取得条項が規定される場合があります。当該新株予約権の詳細については、本新株予約権無償割当決議において定めるものとします。

上記のほか、本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当決議において別途定めるものとします。

9. 対抗措置発動の中止等の場合の無償取得

当社取締役会が、発動した対抗措置の中止または撤回を決議した場合その他本新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、本新株予約権無償割当決議において別途定めるものとします。

以上

¹⁹ 例えば、当初、買付者等の特別関係者であった者が、本プランの発動後に、当該買付者等との関係を解消し、非適格者に該当しないこととなった場合が考えられます。

²⁰ ただし、一定の場合には、非適格者による当該新株予約権の行使が認められる旨の条件を付すことがあります。例えば、買付者等が、既に開始している大規模買付等を中止または撤回（大規模買付等が公開買付けの方法により実施されている場合には、公開買付けの撤回の公告（金融商品取引法第27条の11第2項本文）がなされることを要します。）した上で、(x)大規模買付等を一定の期間実施しないこと、(y)一定の期間以内に株券等保有割合を一定の割合まで減少させること、(z)一定の期間、臨時株主総会招集請求権を行使しないこと等を誓約する旨の書面を差し入れ、当該誓約書を遵守する場合にはかかる買付者等その他の非適格者は、その保有する当該新株予約権につき、一定の割合の範囲内に限り行使することができることが定められることなどがあります。

²¹ 当該新株予約権が交付された日から10年間とすることが想定されています。

事業報告

(2022年1月1日から2022年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。この結果、前連結会計年度と収益の会計処理が異なることから、以下の経営成績に関する説明において増減額及び前年同期比(%)を記載せずに説明しております。

また、当連結会計年度より、退職給付債務の計算方法について会計方針の変更を行っており、遡及処理の内容を反映させた数値で前連結会計年度との比較・分析を行っております。

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の再拡大はあったものの、行動制限の緩和等により経済活動の正常化が進み、景気に持ち直しの動きが見られました。しかしながら、ウクライナ情勢の長期化や資源価格高騰に伴う物価の上昇、急激な為替の変動など先行き不透明な状況が続きました。

当アパレル・ファッション業界におきましても、3年ぶりに行動制限のないゴールデンウィークや年末年始を迎え、お客さまの外出機会が増加したことに加え、インバウンド消費の復調など総じて回復基調で推移いたしました。

このような状況の中、当社グループは、経営環境の変化に対応すべくEC事業の強化に加え、店舗での販売にも注力いたしました。国内においては、不採算事業の廃止や不採算店舗の閉鎖などの施策も推し進め収益性の改善に取り組む一方、新型コロナウイルス感染症の行動制限の緩和が進んでいる海外では、積極的な事業展開を推し進めて売上の増加を図りました。

その結果、当社グループの当連結会計年度の売上高は546億8千7百万円(前年同期は410億6千5百万円)、営業利益は37億3百万円(前年同期は24億7千2百万円の営業利益)、経常利益は40億5百万円(前年同期は27億2千万円の経常利益)、親会社株主に帰属する当期純利益は26億6千5百万円(前年同期は18億1千5百万円の親会社株主に帰属する当期純利益)となり、2019年2月に策定いたしました中期経営計画で掲げた業績目標の経常利益30億円を上回りました。

セグメント別の業績の概況は次のとおりであります。

(アパレル関連事業)

「日本」につきましては、主力ブランドである「マリメッコ」や「A.P.C.」が堅調に推移したことに加え、百貨店を主販路とするアパレルブランドの「キース」や「スキヤパ」においても、お客さまの外出機会が増加したことに伴い、夏物、秋物商品の販売が順調に推移しました。また9月より「イル ビゾンテ」においては新カテゴリーの「イル ビゾンテ ジュエリー」の販売を開始し、「A.P.C.」においては、「A.P.C.GOLF」の販売をスタートさせるなど新たな事業展開を開始いたしました。EC事業においては、引き続き店舗とECとの在庫連携機能を強化するなどお客さまの利便性の向上に取り組み、会員向けポイントサービス「ルックメンバーシップ」の会員数が100万人を突破いたしました。これらの結果、売上高は239億9千4百万円（前年同期は210億7千4百万円）となりました。また、不採算ブランドの終了や不採算店舗の閉鎖などによる効率化を推し進めた結果、営業利益は17億7千2百万円（前年同期は11億3千3百万円の営業利益）となりました。

「韓国」につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染者数が減少傾向となっており、株式会社アイディールックにおいて、店舗や自社ECサイト「I.D.LOOKモール」での販売が好調に推移し、主力インポートブランド「サンドロ」や「マージュ」において売上高が増加したことに加え、2月より「A.P.C.GOLF」の販売をスタートした「A.P.C.」が好調に推移したことなどにより増収増益となりました。また、株式会社アイディージャイにおいても、規制緩和に伴い店舗への来店客数が増え、売上高が増加いたしました。その結果、売上高は283億8千1百万円（前年同期は177億5千6百万円）、営業利益は27億5千3百万円（前年同期は18億9千3百万円の営業利益）となりました。

「欧州」につきましては、イタリアやフランスの直営店舗では、域内の観光客が戻り売上高が増加したことに加え、主力の卸売事業も堅調に推移した結果、売上高は43億9千1百万円（前年同期は39億3千2百万円）となりましたが、ウクライナ情勢の長期化による資源価格高騰などコストの上昇もあり、営業利益は1億2千7百万円（前年同期は1億6千8百万円の営業利益）となりました。

「その他海外」（香港・中国・米国）につきましては、米国において、新型コロナウイルス感染症の行動制限の緩和が続く中、「イル ビゾンテ」の小売事業、卸売事業とも売上高が増加いたしました。その結果、売上高は4億5千2百万円（前年同期は4億1千6百万円）、営業損失は9千9百万円（前年同期は1億7千7百万円の営業損失）となりました。

これらの結果、アパレル関連事業の売上高は572億1千9百万円（前年同期は431億7千9百万円）、営業利益は45億5千4百万円（前年同期は30億1千7百万円の営業利益）となりました。

(生産及びOEM事業)

「生産及びOEM事業」につきましては、株式会社ルックモードにおいて、主に外部受注が増加したことなどにより、売上高は23億4千7百万円（前年同期は22億3千5百万円）、営業利益は2千4百万円（前年同期は2千万円の営業損失）となりました。

(物流事業)

「物流事業」につきましては、株式会社エル・ロジスティクスにおいて、主に外部売上が減少した結果、売上高は11億9千4百万円（前年同期は12億4千8百万円）、営業利益は4千7百万円（前年同期は8千1百万円の営業利益）となりました。

(飲食事業)

「飲食事業」につきましては、「ジェラテリア マルゲラ」において、行動制限が緩和されたことに伴い、店舗での売上高は増加いたしました。が、宅配サービスなどの売上高が減少した結果、売上高は5千3百万円（前年同期は5千6百万円）、営業損失は2千7百万円（前年同期は2千5百万円の営業損失）となりました。

当連結会計年度のセグメント別売上高の状況

セグメントの名称	第 60 期 (2021年)		第 61 期 (2022年)	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
	百万円	%	百万円	%
日 本	21,074	45.1	23,994	39.5
韓 国	17,756	38.0	28,381	46.7
欧 州	3,932	8.4	4,391	7.2
そ の 他 海 外	416	0.9	452	0.7
アパレル関連事業計	43,179	92.4	57,219	94.1
生産及びOEM事業	2,235	4.8	2,347	3.8
物 流 事 業	1,248	2.7	1,194	2.0
飲 食 事 業	56	0.1	53	0.1
報告セグメント計	46,719	100.0	60,815	100.0
調 整 額	△5,653	－	△6,127	－
合 計	41,065	－	54,687	－

- (注) 1. 「調整額」は、セグメント間の取引消去および各セグメントに配分していない全社費用であります。
 2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。このため、対前年同期比増減金額および増減率は記載しておりません。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資額は総額7億8千3百万円であり、その主なものは、店舗の新設・改装によるものであります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達につきましては、当社グループの運転資金および設備投資資金として金融機関より借入金13億7千9百万円を調達しております。

(4) 対処すべき課題

2023年度のわが国経済の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が緩和し景気は緩やかに回復していくことが期待されるものの、資源価格や原材料費の高騰に伴う物価の上昇や為替市場の動向、海外経済の減速懸念など、依然として不透明な状況が続くことが予想されます。

新型コロナウイルス感染症は、当アパレル・ファッション業界においても生活様式や消費者の価値観に変化をもたらし、消費者ニーズの多様化が進んでいます。

これらの環境の変化に対応するため、当社グループは、景気の変動に左右されないブランド価値を確立し、さらなる売上の拡大を図ってまいります。併せて、厳しい経営環境においても持続的に利益を創出できる収益性の高いブランド事業に経営資源を効果的に投資してまいります。

中期経営計画（2019年～2023年）の最終年度となる2023年12月期の連結業績につきましては、中期経営計画で掲げた業績目標の連結経常利益30億円を上回る、連結売上高550億円（前年同期比0.6%増）、連結営業利益は38億円（前年同期比2.6%増）、連結経常利益は41億円（前年同期比2.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は28億円（前年同期比5.1%増）を見込んでおります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況

項 目	期 別	第 58 期 (2019年)	第 59 期 (2020年)	第 60 期 (2021年)	第 61 期 (2022年)
売 上 高 (百万円)		43,909	37,014	41,065	54,687
経 常 利 益 (百万円)		1,784	848	2,720	4,005
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)		2,022	431	1,815	2,665
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)		263.75	56.19	236.66	355.24
総 資 産 (百万円)		47,214	46,722	50,602	54,459
純 資 産 (百万円)		24,230	24,240	26,081	29,913
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)		3,143.19	3,137.67	3,451.22	4,067.50
自 己 資 本 比 率 (%)		51.1	51.7	51.5	54.9

- (注) 1. 第59期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第58期に係る主要な経営指標等については、暫定的な会計処理の確定後の指標等となっております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第61期の期首から適用しており、第61期に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。
3. 第60期より「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」、第61期より「従業員向け株式給付信託(J-ESOP)」を導入しており、株主資本において自己株式として計上されている当該信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。
4. 第61期より、当社及び一部の国内連結子会社の退職給付債務の計算方法を簡便法から原則法に変更しております。当該変更は遡及適用され、第60期については当該会計方針の変更を反映しておりません。

② 当社の財産および損益の状況

項 目	期 別	第 58 期 (2019年)	第 59 期 (2020年)	第 60 期 (2021年)	第 61 期 (2022年)
売上高及び営業収益 (百万円)		1,942	1,941	2,080	2,421
経常利益 (百万円)		485	378	434	816
当期純利益 (百万円)		2,036	476	319	1,265
1株当たり当期純利益 (円)		265.54	62.01	41.71	168.62
総資産 (百万円)		26,384	25,580	26,583	26,489
純資産 (百万円)		15,122	14,778	14,695	15,556
1株当たり純資産額 (円)		1,969.26	1,920.74	1,944.58	2,115.30
自己資本比率 (%)		57.3	57.8	55.3	58.7

- (注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第61期の期首から適用しており、第61期に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。
2. 第60期より「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」、第61期より「従業員向け株式給付信託(J-ESOP)」を導入しており、株主資本において自己株式として計上されている当該信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。
3. 第61期より、当社の退職給付債務の計算方法を簡便法から原則法に変更しております。当該変更は遡及適用され、第60期については当該会計方針の変更を反映しております。

(6) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ルック	5千万円	100.0%	婦人服等の輸入及び企画・販売
A. P. C. Japan株式会社	1千万円	100.0%	紳士・婦人服等の輸入及び企画・製造・販売
株式会社ルックモード	5千万円	100.0%	婦人服等の生産及びOEM
株式会社エル・ロジスティクス	3千万円	100.0%	製品・商品の物流・保管・検査
株式会社アイディールック	9億8千万ウォン	100.0%	婦人服等の企画・製造・販売及び輸出入
株式会社アイディージョイ	20億ウォン	100.0% (100.0%)	婦人服等の企画・販売及び輸出入
ルック(H.K.)Ltd.	632千香港ドル	100.0%	婦人服等の輸出入・販売
洛格(上海)商貿有限公司	23,388千人民元	100.0% (47.1%)	婦人服等の輸入及び販売
Bisonte Italia Holding S.r.l.	50千ユーロ	100.0%	Il Bisonte S.p.A.の純粋持株会社
Il Bisonte S.p.A.	147千ユーロ	100.0% (100.0%)	皮革製品等の企画・生産・販売

- (注) 1. 株式会社ファッションブルフーズ・インターナショナルは、2022年12月1日付をもって株式会社ルックを吸収合併存続会社とする吸収合併により消滅したため、重要な子会社から除外しております。
2. 「当社の議決権比率」欄の()内は、間接所有割合であり、内数で記載しております。

② 事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社ルック	東京都港区赤坂8丁目5番30号	5,354百万円	26,489百万円

(7) 企業集団の主要な事業セグメント (2022年12月31日現在)

当社グループは、アパレル関連事業（婦人服等の輸入及び企画・製造・販売）を主な事業内容とし、さらに生産及びOEM事業、物流事業、飲食事業を行っております。

アパレル関連事業については、日本、韓国、欧州、その他海外（香港・中国・米国）の地域で事業活動を展開しております。

(8) 企業集団の主要拠点等 (2022年12月31日現在)

区分	会社名	名称	所在地
当社	株式会社ルックホールディングス	本社	東京都 港区
子会社	株式会社ルック	本社	東京都 港区
		支店	大阪府 大阪市
	A. P. C. J a p a n 株式会社	本社	東京都 港区
	株式会社ルックモード	本社	東京都 港区
	株式会社エル・ロジスティクス	本社	千葉県 船橋市
	株式会社アイディールック	本社	韓国 ソウル市
	株式会社アイディージョイ	本社	韓国 ソウル市
	ルック (H. K.) L t d.	本社	香港 九龍
	洛格 (上海) 商貿有限公司	本社	中国 上海市
	Bisonte Italia Holding S.r.l.	本社	イタリア フィレンツェ
I l B i s o n t e S. p. A.	本社	イタリア フィレンツェ	

(9) 企業集団の従業員の状況（2022年12月31日現在）

区 分	従 業 員 数 (前期末比増減)	
アパレル関連事業	名	
日本	557	(84名減)
韓国	204	(6名増)
欧州	125	(7名減)
その他海外	4	(13名減)
アパレル関連事業計	890	(98名減)
生産及びOEM事業	26	(3名減)
物流事業	88	(1名増)
飲食事業	2	(1名減)
全社（共通）	72	(5名減)
合 計	1,078	(106名減)

- (注) 1. 上記常用従業員以外に臨時従業員を、年間平均411名雇用しております。
 2. 「全社（共通）」として記載している従業員数は、持株会社である当社の従業員数です。（当社からの出向者を除き、受入出向者を含みます。）

(10) 主要な借入先の状況（2022年12月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	6,405 百万円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	3,062

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 24,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 7,740,913株 (自己株式11,240株を含む)
 (3) 株主数 5,237名
 (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
八木通商株式会社	1,007	13.03
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	401	5.19
美津濃株式会社	369	4.77
株式会社日本カストディ銀行 (信託E口)	254	3.30
フリージア・マクロス株式会社	238	3.08
ルックホールディングス従業員持株会	159	2.06
U A ゼンセンルックユニオン	154	2.00
住友生命保険相互会社	154	1.99
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	150	1.95
特定金外信託受託者株式会社 S M B C 信託銀行	141	1.83

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は、自己株式 (11,240株) を控除して計算しております。
 3. 自己株式 (11,240株) には、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」導入において設定した野村信託銀行株式会社 (ルックホールディングス従業員持株会専用信託口) 所有の当社株式120,500株および、「従業員向け株式給付信託 (J-ESOP)」導入において設定した株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) 所有の当社株式254,800株は含まれておりません。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

区分	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	16,100株	3名

(注) 上記株式は当社の譲渡制限付株式報酬として交付されたものです。

(6) その他株式に関する重要な事項

従業員向け株式給付信託 (J-ESOP) の導入について

当社は、2022年8月8日開催の取締役会において、当社の株価や業績と当社および当社グループの従業員 (以下「従業員」といいます。) の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主

の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めるため、従業員に対して当社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託（J-ESOP）」（以下「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。）の導入を決議いたしました。

①導入の背景

従業員に当社の株式を給付し、従業員自身が株主となることで役員と従業員が一体となって株主の皆様と同じ目線に立ち、株価変動を処遇として反映させるとともに、豊かな生活の向上に向けて従業員の財産形成にも資するよう「人的資本への投資」の一環として、「本制度」を導入することといたしました。

②本制度の概要

本制度は、米国のESOP（Employee Stock Ownership Plan）制度を参考にした信託型のスキームであり、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は、従業員に対し職位等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。本制度の導入により、従業員の株価及び業績向上への関心が高まり、これまで以上に意欲的に業務に取り組むことに寄与することが期待されます。

③本信託の概要

- | | |
|--------------|--|
| イ. 名称 | : 株式給付信託（J-ESOP） |
| ロ. 委託者 | : 当社 |
| ハ. 受託者 | : みずほ信託銀行株式会社
(再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行) |
| ニ. 受益者 | : 従業員のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たす者 |
| ホ. 信託管理人 | : 当社の従業員から選定 |
| ヘ. 信託の種類 | : 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ト. 信託の目的 | : 株式給付規程に基づき信託財産である当社株式を受益者に給付すること |
| チ. 本信託契約の締結日 | : 2022年8月23日 |
| リ. 金銭を信託する日 | : 2022年8月23日 |
| ヌ. 信託の期間 | : 2022年8月23日から信託が終了するまで
(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。) |

なお、当事業年度末日（2022年12月31日）に株式給付信託（J-ESOP）導入において設定した株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式は254,800株であります。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等 (2022年12月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役)	多 田 和 洋	株式会社アイディールック理事 ルック(H.K.)Ltd.董事 Bisonte Italia Holding S.r.l.代表取締役 Il Bisonte S.p.A.取締役
常務取締役	澁 谷 治 男	株式会社アイディールック理事 洛格(上海)商貿有限公司董事 Il Bisonte S.p.A.取締役
取 締 役	斉 藤 正 明	上席執行役員経理担当兼経理部長 株式会社ルック取締役 A.P.C.Japan株式会社取締役 株式会社アイディールック理事 ルック(H.K.)Ltd.董事長 洛格(上海)商貿有限公司董事 Il Bisonte S.p.A.代表取締役 株式会社ルックモード取締役 株式会社エル・ロジスティクス取締役
取 締 役	井 上 和 則	株式会社リーダーズ代表取締役 株式会社伊達屋取締役
*取 締 役	秋 葉 絢 子	慶應義塾大学病院 整形外科 医師
常 勤 監 査 役	高 山 英 二	株式会社ルック監査役 A.P.C.Japan株式会社監査役 株式会社ルックモード監査役 株式会社エル・ロジスティクス監査役 株式会社アイディールック監事 株式会社アイディージャイ監事 洛格(上海)商貿有限公司監事
常 勤 監 査 役	宇野澤 博文	株式会社ルック監査役 A.P.C.Japan株式会社監査役 株式会社ルックモード監査役 株式会社エル・ロジスティクス監査役
監 査 役	山 崎 暢 久	株式会社リプロセル監査役
監 査 役	服 部 滋 多	服部総合法律事務所 弁護士

- (注) 1. *印の取締役は2022年3月30日開催の第60回定時株主総会において新たに選任され同日就任いたしました。
2. 取締役齊藤正明氏の担当ですが、2023年1月1日付で上席執行役員経理担当に変更となっております。
3. 取締役井上和則氏の重要な兼職の状況ですが、2022年3月31日付で文化学園文化ファッション大学院大学教授を退任いたしました。
4. 取締役秋葉絢子氏の重要な兼職の状況ですが、2022年4月1日付で慶應義塾大学病院 整形外科 医師に就任いたしました。
5. 監査役山崎暢久氏の重要な兼職の状況ですが、2022年6月24日付で株式会社リプロセル社外監査役に就任いたしました。また、2022年6月29日付で株式会社施工房社外監査役を退任いたしました。
6. 当事業年度中に退任した取締役は次のとおりであります。

取締役	福地和彦	2022年3月30日 任期満了
-----	------	-----------------

7. 取締役 井上和則および同 秋葉絢子の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
8. 監査役 山崎暢久および同 服部滋多の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
9. 取締役 井上和則および同 秋葉絢子、監査役 山崎暢久および同 服部滋多の4氏については、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として、同取引所に対する届出を行っております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

取締役 井上和則および同 秋葉絢子、監査役 高山英二、同 宇野澤博文、同 山崎暢久および同 服部滋多の6氏は、当社と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は、当社および当社子会社のすべての取締役、監査役であり、保険料は全額当社が負担しております。被保険者が当社および当社子会社の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る法律上の損害賠償金および争訟費用は、当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者が違法に利益又は便宜を得たこと、犯罪行為、不正行為、詐欺行為等に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由を定めることにより、役員の職務執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。

(4) 取締役の報酬等

取締役の報酬は、基本報酬と株式報酬（譲渡制限付株式報酬）および業績連動報酬である賞与により構成されており、その報酬は独立社外取締役が過半を占める指名・報酬委員会の答申を受け、株主総会で承認された限度額および付与株式数の上限の範囲内で取締役会において決定いたします。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、決定された報酬等の内容が取締役会において決定した下記決定方針と整合していることを確認しており、また、報酬委員会の審議を経ていることから、下記決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針については以下のとおりです。

1. 基本方針

当社の業務執行を担う取締役の報酬等は、固定報酬としての基本報酬等（金銭報酬）、業績連動報酬等（賞与報酬）、および非金銭報酬等（譲渡制限付株式報酬）により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み基本報酬のみを支払う。

2. 基本報酬等（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定方針を含む）

当社の取締役の基本報酬等は、優秀な人材を確保、維持できる水準で、各取締役の役位、職責等を勘案し株主総会の決議を経た報酬限度額の範囲内で個人別の報酬等の額を決定する。報酬は月例の定額金銭報酬とする。

3. 業績連動報酬等（賞与報酬）の業績指標の内容および当該業績連動報酬等の額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定方針を含む）

当社の業務執行を担う取締役の業績連動報酬等（賞与報酬）は金銭報酬とし、各事業年度の各取締役の役職および連結業績等に基づき決定し、毎年、当該事業年度終了後の一定の時期に支給します。なお、支給額は概ね当社グループの各事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益の1%を目途とするが、当社の中長期的な持続可能性の観点を踏まえた上で、経営資源の適正な配分の観点に基づき、指名・報酬委員会の審議を経て、取締役会の決議により決定する。

4. 非金銭報酬等（譲渡制限付株式報酬）の内容および額もしくは数又はその算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定方針を含む）

当社の業務執行を担う取締役の非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬とし、各取締役の役位、職責等を勘案し株主総会の決議を経た報酬限度額の範囲内で個人別の株式数（報酬額）を決定し、当社の普通株式について、毎年、一定の時期に発行又は処分を受けるものとする。

5. 基本報酬等の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行を担う取締役の種類別の報酬の割合については、毎年、役位、職責、当社と同程度の事業規模を有する他社の動向等を踏まえて決定する。なお、報酬等の種類別の割合は、基本報酬等60～75%、業績連動報酬等10～25%、非金銭報酬等10～25%を目安とする。

6. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法

基本報酬等（金銭報酬）、業績連動報酬等（賞与報酬）、および非金銭報酬等（譲渡制限付株式報酬）の個人別の報酬等の額は、指名・報酬委員会の審議を経て、取締役会の決議により決定する。

(5) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数
		基本報酬	賞与	譲渡制限付 株式報酬	
取締役 (社外取締役を除く)	129	77	25	27	3名
監査役 (社外監査役を除く)	31	31	—	—	2名
社外取締役	19	19	—	—	3名
社外監査役	16	16	—	—	2名

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与を含めておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2018年3月29日開催の第56回定時株主総会において、年額2億4千万円以内（うち社外取締役分は年額3千万円以内）と決議いただいております。また、この報酬限度額とは別枠で、取締役（社外取締役を除く。）に対して譲渡制限付株式を交付するために支給する報酬（金銭債権）の総額については、2018年3月29日開催の第56回定時株主総会において、年額6千万円以内と決議いただいております。第56回定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち社外取締役2名）です。
3. 社外取締役の報酬等の総額には、2022年3月30日開催の第60回定時株主総会終結の時をもって退任した1名を含んでおります。またその在任中に支給した報酬等の額は2百万円であります。
4. 取締役（社外取締役を除く。）の譲渡制限付株式報酬の総額は、譲渡制限付株式報酬として当事業年度に費用計上した額であります。
5. 監査役の報酬限度額は、1991年3月30日開催の第29回定時株主総会において、月額6百万円以内と決議いただいております。第29回定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職先
取締役	井上和則	株式会社リーダーズ代表取締役 株式会社伊達屋取締役 文化学園文化ファッション大学院大学教授
取締役	秋葉絢子	慶應義塾大学病院 整形外科 医師
監査役	山崎暢久	株式会社施工房監査役 株式会社リプロセル監査役
監査役	服部滋多	服部総合法律事務所 弁護士

- (注) 1. 上記の重要な兼職先と当社との間には特別な関係はありません。
2. 取締役井上和則氏の重要な兼職の状況ですが、2022年3月31日付で文化学園文化ファッション大学院大学教授を退任いたしました。
3. 取締役秋葉絢子氏の重要な兼職の状況ですが、2022年4月1日付で慶應義塾大学病院 整形外科 医師に就任いたしました。
4. 監査役山崎暢久氏の重要な兼職の状況ですが、2022年6月24日付で株式会社リプロセル社外監査役に就任いたしました。また、2022年6月29日付で株式会社施工房社外監査役を退任いたしました。

② 主な活動状況

区分	氏名	活動状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	井上和則	当事業年度に開催された取締役会13回すべてに出席し、主に衣料小売業経営者における経験から、必要な発言を適宜行っております。また、取締役の指名・報酬等に係る手続きの透明性・客観性の向上等を目的として設置している指名・報酬委員会の委員を務めております。
取締役	秋葉絢子	2022年3月30日の就任以降に開催された取締役会10回のうち9回に出席し、主に働く女性としての高い知見から、必要な発言を適宜行っております。また、取締役の指名・報酬等に係る手続きの透明性・客観性の向上等を目的として設置している指名・報酬委員会の委員を務めております。
監査役	山崎暢久	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回および監査役会14回のうち13回に出席し、主に製薬会社の管理部門にて職務に従事していた経験から、必要な発言を適宜行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役	服部滋多	当事業年度に開催された取締役会13回のうち11回および監査役会14回のうち12回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、必要な発言を適宜行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
① 当事業年度に係る報酬等の額	41百万円
② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	41百万円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 連結子会社の監査に関する事項

当社の重要な子会社のうち、株式会社アイディールック、株式会社アイディージョイ、ルック(H.K.)Ltd.、洛格（上海）商貿有限公司およびIl Bisonte S.p.A.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人に重大な法令違反、監査品質の著しい低下等、適正な監査の遂行が困難と認められる場合、監査役会の決議により会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当して解任が相当と認められる場合には、監査役会は監査役の全員の同意により、会計監査人を解任いたします。

(注) 本事業報告に記載する金額、株式数等については、表示単位未満の端数がある場合、これを切り捨てております。ただし、比率の表示については四捨五入を行っております。

連結貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	28,035	流 動 負 債	12,219
現金及び預金	9,240	支払手形及び買掛金	3,317
受取手形及び売掛金	5,811	短期借入金	2,530
商品及び製品	10,701	1年内返済予定の長期借入金	1,686
仕掛品	1,129	未払費用	2,267
原材料及び貯蔵品	462	未払法人税等	1,043
その他	735	未払消費税等	333
貸倒引当金	△44	賞与引当金	177
固 定 資 産	26,424	ポイント引当金	8
有形固定資産	3,823	事業構造改善引当金	20
建物及び構築物	2,253	資産除去債務	78
機械装置及び運搬具	15	その他	755
工具、器具及び備品	899	固 定 負 債	12,325
土地	576	長期借入金	7,669
その他	78	繰延税金負債	3,505
無形固定資産	14,955	退職給付に係る負債	253
マーケティング関連資産	10,981	株式給付引当金	14
のれん	3,259	資産除去債務	235
その他	714	その他	646
投資その他の資産	7,644	負 債 合 計	24,545
投資有価証券	3,140	純 資 産 の 部	
繰延税金資産	1,689	株 主 資 本	26,741
敷金	2,167	資本金	6,406
その他	839	資本剰余金	1,675
貸倒引当金	△193	利益剰余金	19,337
資 産 合 計	54,459	自己株式	△677
		その他の包括利益累計額	3,172
		その他有価証券評価差額金	915
		繰延ヘッジ損益	△17
		為替換算調整勘定	2,232
		退職給付に係る調整累計額	41
		純 資 産 合 計	29,913
		負債及び純資産合計	54,459

連結損益計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		54,687
売上原価		21,076
売上総利益		33,611
販売費及び一般管理費		29,907
営業利益		3,703
営業外収益		
受取利息及び配当金	119	
為替差益	233	
その他	173	526
営業外費用		
支払利息	89	
固定資産除却損	20	
その他	113	223
経常利益		4,005
特別利益		
投資有価証券売却益	187	
その他	16	204
特別損失		
減損	136	
その他	25	161
税金等調整前当期純利益		4,048
法人税、住民税及び事業税	1,463	
法人税等調整額	△79	1,383
当期純利益		2,665
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純利益		2,665

連結株主資本等変動計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2022年1月1日期首残高	6,389	1,658	17,452	△218	25,282
会計方針の変更による累積的影響額			△472		△472
会計方針の変更を反映した当期首残高	6,389	1,658	16,980	△218	24,809
連結会計年度中の変動額					
新 株 の 発 行	16	16			33
剰 余 金 の 配 当			△308		△308
親会社株主に帰属する当期純利益			2,665		2,665
自 己 株 式 の 取 得				△499	△499
自 己 株 式 の 処 分				40	40
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	16	16	2,356	△458	1,931
2022年12月31日期末残高	6,406	1,675	19,337	△677	26,741

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰上 延 益	為替換 算 勘 定	退職給 付に 関係 する 累計 額	その 他 の 利 益 額 計	
2022年1月1日 首残高	607	1	432	-	1,041	26,324
会計方針の変更による累積的影響額				205		△266
会計方針の変更を反映した当期首残高	607	1	432	205	1,247	26,057
連結会計年度中の変動額						
新株の発行						33
剰余金の配当						△308
親会社株主に帰属する当期純利益						2,665
自己株式の取得						△499
自己株式の処分						40
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	308	△18	1,800	△164	1,925	1,925
連結会計年度中の変動額合計	308	△18	1,800	△164	1,925	3,856
2022年12月31日 期末残高	915	△17	2,232	41	3,172	29,913

貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	3,385	流動負債	4,385
現金及び預金	2,563	短期借入金	2,530
短期貸付金	376	1年内返済予定の長期借入金	1,500
その他	495	リース債務	70
貸倒引当金	△49	未払費用	22
		未払法人税等	129
固定資産	23,103	未払消費税	36
有形固定資産	364	賞与引当金	31
建物	268	その他の引当金	22
工具器具備品	34	固定負債	16
リース資産	61	長期借入金	24
無形固定資産	210	繰延税金負債	6,547
投資その他の資産	22,528	退職給付引当金	6,150
投資有価証券	2,786	株式給付引当金	113
関係会社株式	16,439	リース債務	15
長期貸付金	2,222	資産除去債務	6
敷金	629	その他	173
長期差入保証金	9	負債合計	10,933
その他	440	純資産の部	
資産合計	26,489	株主資本	14,886
		資本剰余金	6,406
		資本準備金	1,696
		その他資本剰余金	1,696
		利益剰余金	7,460
		利益準備金	0
		その他利益剰余金	8
		繰越利益剰余金	7,452
		自己株	△677
		評価・換算差額等	7,452
		その他有価証券評価差額金	670
		純資産合計	15,556
		負債及び純資産合計	26,489

損益計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業収益	2,421
営業費用	1,711
営業利益	710
営業外収益	
受取利息及び配当金	87
受取賃貸料	377
為替差益	113
その他	9
営業外費用	
支払利息	64
賃貸収入原価	377
その他	39
経常利益	816
特別利益	
投資有価証券売却益	187
関係会社貸倒引当金戻入額	180
関係会社事業損失引当金戻入額	74
特別損失	
その他	0
税引前当期純利益	1,258
法人税、住民税及び事業税	△76
法人税等調整額	70
当期純利益	1,265

株主資本等変動計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本 合計
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合計		
		資 準 備 金	本 金	その 他資本 剰余金	資 本 剰 余 金 合 計	利 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 合 計			
2022年1月1日期首残高	6,389	1,680	0	1,680	8	6,884	6,893	△218	14,744	
会計方針の変更による累積的影響額						△389	△389		△389	
会計方針の変更を反映した当期首残高	6,389	1,680	0	1,680	8	6,495	6,503	△218	14,354	
事業年度中の変動額										
新株の発行	16	16		16					33	
剰余金の配当						△308	△308		△308	
当期純利益						1,265	1,265		1,265	
自己株式の取得								△499	△499	
自己株式の処分								40	40	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)										
事業年度中の変動額合計	16	16	－	16	－	956	956	△458	531	
2022年12月31日期末残高	6,406	1,696	0	1,696	8	7,452	7,460	△677	14,886	

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2022年1月1日期首残高	340	340	15,085
会計方針の変更による累積的影響額			△389
会計方針の変更を反映した当期首残高	340	340	14,695
事業年度中の変動額			
新株の発行			33
剰余金の配当			△308
当期純利益			1,265
自己株式の取得			△499
自己株式の処分			40
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	329	329	329
事業年度中の変動額合計	329	329	860
2022年12月31日期末残高	670	670	15,556

独立監査人の監査報告書

2023年2月17日

株式会社ルックホールディングス
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 新井達哉
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高橋康之
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ルックホールディングスの2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ルックホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2023年2月17日

株式会社ルックホールディングス
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 新井達哉
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高橋康之
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ルックホールディングスの2022年1月1日から2022年12月31日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第61期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社往査を行い事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年2月20日

株式会社ルックホールディングス 監査役会
 常勤監査役 高山 英 二 ㊟
 常勤監査役 宇野澤 博文 ㊟
 社外監査役 山崎 暢 久 ㊟
 社外監査役 服部 滋 多 ㊟

以上

株主総会会場ご案内図

会場

東京都目黒区下目黒1丁目8番1号
ホテル雅叙園東京 2階 華うたげの間



交通のご案内

J R山手線目黒駅西口および
東急目黒線・地下鉄南北線・都営三田線目黒駅より徒歩5分

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

電子提供措置の開始日 2023年3月6日

**第61回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)**

**業務の適正を確保するための体制および
当該体制の運用状況の概要
株式会社の支配に関する基本方針
連結注記表
個別注記表**

(2022年1月1日から2022年12月31日まで)

株式会社 ルックホールディングス

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備について、以下のとおり取締役会において決議しております。

- ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ・取締役会は、企業統治の更なる強化を図るため、実効性のある内部統制システムの構築と、法令遵守の体制の確立に努めております。
 - ・代表取締役直轄の内部監査室を設置し、内部監査規程を定め、当社グループの各部署について法令・定款および社内規程の遵守状況を監査し、その改善に努めております。
 - ・取締役を委員長としたコンプライアンス委員会を設置し、当社グループ全体のコンプライアンス体制の推進を図っております。
 - ・コンプライアンスマニュアルを制定し、当社グループ役員および従業員が法令、社内規則および社会通念を遵守した行動をとるよう推進しております。
 - ・当社グループ横断的なホットライン（内部通報制度）を整備し、社内外に通報窓口を設け、情報の確保に努めます。報告、通報を受けたコンプライアンス委員会は、その内容を調査し担当部門と協議の上、全社的に再発防止策を実施いたします。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ・取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程に基づき、文書または電磁的媒体に記録しております。
 - ・その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理し、常時閲覧可能な状態を維持しております。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・危機管理の管理体制として、危機管理規程を定め当社グループの個々のリスクに対し管理責任者を決定し、同規程に則った管理体制を構築しております。
 - ・リスクを未然に防ぐため、代表取締役より任命された取締役を委員長とする危機管理委員会を設置し、適宜開催し情報収集を行い、リスク発生のおそれのある事項については対応策の策定に努めております。
 - ・不測の事態が発生した場合は、危機管理規程に基づき取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、損害および被害の拡大を最小限に止めるとともに、再発防止に努めます。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・取締役会は、月1回開催するほか、必要に応じて適宜開催しております。また、取締役（社外取締役を除く）で構成される経営会議では、当社グループの重要な事業戦略、方針について協議決定を行っております。

- ・取締役会の決定に基づく業務執行については、業務分掌規程において、それぞれの責任者および責任、執行手続の詳細を定めております。
- ⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・当社の役職員が子会社の取締役もしくは監査役として就任し、子会社における業務の適正を監視し、当社の取締役会に報告できる体制としています。
 - ・グループ会社間で定期的に情報交換を行い、コンプライアンス上の課題、問題の把握に努めてまいります。
 - ・内部監査室は、適時グループ会社の業務遂行等の監査を実施いたします。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - ・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を指名することができるものとします。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性および監査役の当該使用人に対する指示の実効性に関する事項
 - ・指名された使用人は、その指示に関して取締役の指揮命令は受けないものとし、監査役の指示に従い、監査役の監査に必要な調査をする権限を有するものとします。
 - ・監査役を補助すべき使用人の人事異動・人事評価・懲戒処分は、監査役会の事前の同意を得るものとします。
- ⑧ 取締役および使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - ・監査役はいつでも必要に応じて、当社グループの取締役および使用人に対して報告を求めることができるものとします。
 - ・当社ならびに子会社の取締役および使用人は、法令・定款に違反する、またはその恐れがある行為、あるいは当社グループに重大な損害を与えうる事実を発見した場合は直ちに監査役に報告することとします。また、コンプライアンス委員会および危機管理委員会は、当社グループ内で受けた報告事項を監査役に報告することとします。
 - ・監査役への報告ならびに両委員会へ報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制とします。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・監査役は重要な意思決定のプロセスや業務執行状況を把握するため、取締役会および当社グループの重要な会議に出席し、取締役および使用人に説明を求めることができるものとしております。
 - ・監査役は、会計監査人から会計監査内容について、内部監査室からは業務監査内容について説明を受けるとともに、情報交換を行うなど連携を図っております。

- ・監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い又は償還等の請求をした時は、当該監査役がその職務の執行に必要なと明らかに認められた場合を除き、当該費用または債務を処理します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 取締役会は、社外取締役2名を含む取締役5名で構成され、社外監査役2名を含む監査役4名も出席し、職務執行の意思決定を監督しております。原則月1回、全13回開催され、経営会議については、必要に応じて適宜開催されました。
- ② 監査役は、取締役会に加え当社グループの重要な会議に出席し、監査の実効性の向上を図っております。また、会計監査人・内部監査室から定期的に報告を受け、情報交換等の連携を図っております。
- ③ 行動規範としてのコンプライアンスマニュアルをグループ全従業員に配布し、コンプライアンス遵守の徹底を図るとともに、取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、ホットラインへの対応、コンプライアンスの向上に努めております。

株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上していくことを可能とする者である必要があると考えます。

当社は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、大規模な株式の買付行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案についての判断は、最終的には当社株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、大規模な株式の買付行為の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがあるもの、株主に株式の売却を事実上強要するもの、対象会社の取締役会や株主が買付行為の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、「お客さま第一主義」の経営理念のもと、ファッションを通し顧客満足度を高めることを基本に、1962年の創業以来、主に婦人服の企画・生産・販売の一貫した営業活動により、新しいライフスタイルや価値の創造を通し、生活文化の向上に貢献するとともに、確かな実績で株主の皆様に応え、あわせて働く人達の豊かな生活の向上を目指すことを経営方針とし、「Spirit of “Challenge”」「Spirit of “Creativity”」「Spirit of “Craftsman-

ship”]の精神を軸にした経営を実践してまいりました。

当社は、中長期的な経営戦略として、お客様に一層近づけるようにするため、企画・生産・販売を一貫して行い、製造小売業を意識して、既存ブランドの充実、新ブランド・新事業の開発を図り、効率重視の姿勢を崩さず、安定した利益を確保できる体制作りを行ってまいりました。あわせて不測の事態に敏速に対応できる柔軟な体質を作り、厳しいグローバル競争に勝ち抜くことを経営の基本戦略としております。このような経営戦略のもと、企業として、ブランド力を確立し、競争力と収益力を高め、より良い経営風土作りと経営体制の強化を進めてまいりました。

当社の携わるファッションビジネスでは、時代の流れや心の変化を瞬時に捉える、生活に豊かさを提案することのできる創造豊かな感性が必要となります。高感度な感性を大切にしながらも、ファッションをビジネスとして昇華し運営していくためには、優れた技術や能力と豊かな感性を持つ当社の従業員、関係会社、取引先および顧客等との間に築かれた関係についての十分な理解が不可欠となります。同時に、当社は、経営方針を実施するために法と企業倫理に従って、誠実で公正な事業活動を展開することが、企業の社会的責任であると認識しております。

当社株式の買付けを行う者がこれら当社の経営方針や事業特性、各ステークホルダーとの関係等といった当社の企業価値の源泉に対する十分な理解がなく、当社の企業価値または株主共同の利益が毀損されるおそれが存する場合には、かかる特定の者は当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考え、当社の企業価値または株主共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることを基本方針といたします。

(2) 基本方針の実現に資する取り組みおよび不適切な支配の防止のための取り組み

当社は、消費者のニーズを的確に捉え、時代が求める上質で洗練された商品提案を心がけるとともに、安定的な収益確保のための効率的な商品運営を継続して進めてまいります。また、今後も市場に対して新たな提案となる新規ブランドの開発や育成に注力しながら経営資源の集約化を図ってまいります。

当社は、これらの企業理念と諸施策のもと、当社企業価値・株主共同の利益の最大化を追求してまいりますが、その一方で、上記のような当社企業価値・株主共同の利益を毀損する可能性のある大量買付等が行われる可能性も否定できないと考えております。そこで、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上させることを目的として、2020年3月27日開催の当社第58回定時株主総会において、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新」（以下、更新後の「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」を「本プラン」といいます。）議案のご承認をいただき、本プランの有効期間は、当該株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなっております。

なお、本プランの概要は、次のとおりであります。

① 本プランの概要

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を目的として、当社株式の大量買付等を行い、または行おうとする者が遵守すべき手続を定め、本プランの内容を、株式会社東京証券取引所における適時開示、当社事業報告等の法定開示書類における開示、当社ホームページ等への掲載等により周知させ、当社株式の大量買付等を行い、または行おうとする者が遵守すべき手続があること、およびそれらの者が当該手続に従わない場合や当該手続に従った場合であっても例外的に当該買付等により当社の企業価値および株主共同の利益が毀損されるものと判断される場合には当社が対抗措置を実施することがあり得ることを事前に警告することをもって、当社の買収防衛策といたします。

② 本プランの内容

(イ) 対象となる大規模買付等

本プランは以下のa. またはb. に該当する当社株券等の買付またはこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が予め承認したものを除きます。当該行為を、以下「大規模買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とし、大規模買付等を行い、または行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続に従わなければならないものとします。

- a. 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付け
- b. 当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(ロ) 「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等には、当社取締役会が友好的な買付等であると認めた場合を除き、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を日本語で記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により提出していただきます。

(ハ) 「本必要情報」の提供

「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等には、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付等に対する株主の皆様のご判断のために必要かつ十分な情報を提供していただきます。当社は、買付者等に対して、「意向表明書」を提出していただいた日から10営業日（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「情報リスト」を国内連絡先に発送いたします。

当社取締役会は、「情報リスト」の発送後60日間（初日不算入）を、当社取締役会が買付者等に対して本必要情報の提供を要請し、買付者等が本必要情報の提供を行う期間

(以下「情報提供期間」といいます。)として設定し、情報提供期間が満了した場合には、直ちに当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)を開始するものとします。ただし、買付者等から情報提供期間について合理的な理由に基づく延長要請があったものと当社取締役会が認める場合には、当社取締役会は、情報提供期間を必要に応じて最長30日間(初日不算入)延長することができるものといたします。なお、当社取締役会は、買付者等より当初提供していただいた情報だけでは本必要情報として不足していると判断した場合、情報提供期間内に限り追加的に情報提供を求めることがあります。

他方、当社取締役会は、買付者等から提供された情報が本必要情報として十分であると判断する場合には、情報提供期間満了前であっても、本必要情報の提供が完了した旨の通知(以下「情報提供完了通知」といいます。)を買付者等に対し行うとともに、適切と判断する時点でその旨を開示いたします。

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付等の提案がなされた事実とその概要および本必要情報の概要その他の情報のうち株主の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点でその全部または一部を開示いたします。

因みに、大規模買付等の内容および態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として「情報リスト」の一部に含まれるものとします。

- a. 買付者等およびそのグループの詳細
 - b. 大規模買付等の目的、方法および内容
 - c. 大規模買付等の対価の算定根拠
 - d. 大規模買付等に要する資金の裏付け
 - e. 買付者等が既に保有する当社の株券等に関する賃借契約等
 - f. 大規模買付等に際しての第三者との間における意思連絡の有無、その内容および当該第三者の概要
 - g. 大規模買付等の後、当社の株券等を更に取得する予定の有無、その理由および内容
 - h. 大規模買付等の後における当社および当社グループの経営方針等
 - i. 大規模買付等の後における当社の従業員、その他利害関係者の処遇等の方針
 - j. 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策
- (二) 取締役会による買付内容の検討、買付者等との交渉、代替案の提示等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後または情報提供期間が満了した後、大規模買付等の評価の難易度等に応じて、情報提供完了通知日または情報提供期間満了日から起算して以下のa. またはb. の期間(いずれも初日不算入)を、取締役会評価期間として設定します。

- a. 対価を現金（円貨）のみとし、当社全株式を対象とする公開買付けの場合には最長60日間
- b. その他の大規模買付等の場合には最長90日間

買付者等は、この取締役会評価期間の経過後（ただし、当社取締役会が、後記(へ)の対抗措置発動に関する株主意思確認のための株主総会を招集することを決議した場合においては、当該株主総会の終結後）においてのみ、大規模買付等を開始することができるものとし、ます。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて当社から独立した外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付等の内容の検討等を行うものとし、ます。当社取締役会は、これらの評価・検討を通じて、大規模買付等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様様に公表いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付等に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主の皆様様に代替案を提示することもあります。

(ホ) 独立委員会による勧告

対抗措置の発動等にあたっては、当社取締役会の判断の客観性・合理性を担保するため、当社経営陣から独立した者のみで構成される独立委員会の勧告を受け、ます。独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続を遵守しなかつた場合、または結果として買付者等による大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであり、かつ、対抗措置を発動することが相当と認められる場合には、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告し、それ以外の場合には対抗措置の不発動を勧告し、ます。

また、独立委員会は、当社取締役会が本プランに基づく対抗措置を発動するか否かについて株主の意思を確認すべきと判断する場合には、当社取締役会に対して、株主意思確認のための株主総会を招集することを勧告することができるものとし、ます。

(へ) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重の上、対抗措置の発動に関する決議を行います。また、当社取締役会は、独立委員会が対抗措置の発動に関する株主意思確認のための株主総会を招集することを勧告した場合、または、本プランに基づく対抗措置の発動に関して株主の皆様様に判断していただくべきと判断する場合には、株主総会招集の決議をし、当該株主総会の決議の結果に従って、対抗措置の発動に関する決議を行います。なお、対抗措置としては、原則として、新株予約権の無償割当を行うこととし、ます。

(3) 上記(2)の取り組みが、上記(1)の基本方針に沿い、株主共同の利益を損なうものでなく当社の役員の地位の維持を目的とするものではないことおよびその理由

当社取締役会は、次の理由から上記(2)の取り組みが上記(1)の基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものでなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

① 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性確保の原則）を全て充足しています。また、経済産業省の企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえた内容となっております。さらに、東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～」における買収防衛策に関する内容（【原則1～5.いわゆる買収防衛策】等）を踏まえた内容となっております。

② 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記(2)に記載のとおり、当社株式に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって導入されたものです。

③ 株主意思を重視するものであること

当社は、本プランへの更新に関する株主の皆様のご意思を確認するため、2020年3月27日開催の当社第58回定時株主総会において、本プランへの更新に関する議案を付議し、ご承認をいただいております。

本プランの有効期間は、2020年3月27日開催の当社第58回定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなっておりますが、その有効期間の満了前であっても、

(イ) 当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、

または

(ロ) 当社の取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合

には、本プランはその時点で廃止されるものとされ、また、本プランについてその内容の変更を行う場合には株主総会の承認を得るものとされており、本プランの廃止および変更には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。更に、本プランに基づく対抗措置を発動するか否かについての株主の皆様意思を確認するための株主総会が

開催されたときは、当社取締役会は当該株主総会の決議の結果に従って、対抗措置発動に関する決議を行うものとされており、この場合には本プランに基づく対抗措置の発動に関しても、株主の皆様の直接の意思に依拠することとなります。

④ 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、対抗措置の発動等を含む本プランの運用に関する決議および勧告を客観的に行う取締役の諮問機関として独立委員会を設置します。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、当社と特別の利害関係のない有識者から選任される委員3名により構成されます。

また、当社は必要に応じ独立委員会の判断の概要について、株主の皆様に情報開示を行うこととしています。

これらにより、当社の企業価値・株主共同の利益に資するような本プランの透明な運営が行われるとともに、当社取締役会による恣意的な本プランの運用ないし対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されております。

⑤ 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、合理的に客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

⑥ デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており、従って本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社取締役の任期は1年であることから、本プランは、スローハンド型買収防衛策(取締役会を構成する取締役を一度に交代させることができないため、その発動を阻止するために時間を要する買収防衛策)でもありません。

当社は、2023年2月14日開催の当社取締役会において、本株主総会における承認を条件として本プランを更新することを決議し、第4号議案として当該更新に係る議案を本株主総会に上程いたします。更新後のプランの内容については、第61回定時株主総会招集ご通知17頁以下をご参照ください。

連結注記表

<連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等>

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社は(株)ルック、A.P.C.Japan(株)、(株)ルックモード、(株)エル・ロジスティクス、Bisonte Italia Holding S.r.l.、Il Bisonte S.p.A.、Il Bisonte USA Inc.、Il Bisonte Asia Limited、Il Bisonte France S.a.r.l.、(株)アイディールック、(株)アイディージョイ、ルック(H.K.)Ltd.、洛格(上海)商貿有限公司の13社であります。

当連結会計年度において、(株)ファッシュナブルフーズ・インターナショナルは、連結子会社である(株)ルックを存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

非連結子会社は(株)ラボ・オーフナトで、その総資産、売上高、当期純損益(持分相当額)および利益剰余金(持分相当額)等は、いずれも連結計算書類の総資産、売上高、当期純損益および利益剰余金等に比して僅少であり、かつ、全体としても重要な影響を及ぼしておりません。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用している非連結子会社および関連会社はありません。

持分法を適用していない非連結子会社1社の当期純損益(持分相当額)および利益剰余金(持分相当額)等は、当期純損益および利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要な影響を及ぼしておりません。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法であります。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)であります。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法であります。

② デリバティブ取引

時価法によっております。

③ 棚卸資産

主に先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）であります。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

2007年3月31日以前に取得したもの

主に旧定率法を採用しております。

2007年4月1日以降に取得したもの

主に定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を除く）、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法を採用しております。

なお、耐用年数および残存価額については、主に法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、耐用年数については、主に法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

また、自社利用のソフトウェアについては、見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっており、マーケティング関連資産については、経済的耐用年数（30年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、主に一般債権については貸倒実績率により計上しており、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

- ③ 役員退職慰労引当金
連結子会社2社は、役員の退職金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額から年金資産を控除した額を計上しております。
- ④ 株式給付引当金
従業員への当社株式の給付に備えるため、株式給付債務の見込額を計上しております。
- ⑤ ポイント引当金
顧客に付与したポイントの内、商品の購入に基づくもの以外のものについて、その利用に備えるため、過去の使用実績率に基づき、将来利用されると見込まれる額をポイント引当金として計上しております。
- ⑥ 事業構造改善引当金
事業構造改善に伴い発生する費用及び損失に備えるため、その発生見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

- ① 商品及び製品の販売に係る収益認識
当社グループは主に衣料品、雑貨等を以下の業態において販売しており、通常以下の時点で顧客が商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断しております。
 - ア. 店頭販売
店頭販売は顧客へ商品及び製品を引渡した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。
 - イ. 卸売販売及びオンライン販売
卸売販売及びオンライン販売は顧客へ商品及び製品を引渡した時点で履行義務が充足されるものの、商品及び製品の出荷時点と重要な差異はないため、当該商品及び製品の出荷時点で収益を認識しております。
- ② カスタマー・ロイヤリティ・プログラムに係る収益認識
販売時にポイントを付与するカスタマー・ロイヤリティ・プログラムによる物品の販売については、付与したポイントのうち、履行義務として識別されるものについては、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行っております。これにより付与したポイントについて契約負債を認識し、収益から控除しております。

(5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

- ① 連結子会社の事業年度等に関する事項
連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。
- ② 退職給付に係る会計処理の方法
 - ア. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

イ. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

ウ. 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

③ 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産および負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は、期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および非支配株主持分に含めて計上しております。

④ のれんの償却方法および償却期間

のれんの償却については、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたり均等償却しております。

⑤ ヘッジ会計の方法

ア. ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

イ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 為替予約

ヘッジ対象 外貨建予定取引

ウ. ヘッジ方針

為替予約取引については、権限規程等を定めた社内管理規程に基づいて、基本的には外貨建取引の約定高の範囲内で行い、投機的な取引は行わない方針であります。

エ. ヘッジ有効性の評価

ヘッジの有効性の判定については、ヘッジ手段とヘッジ対象の経過期間に係るキャッシュ・フロー総額の変動額を比較する方法を採用しております。

なお、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつヘッジ開始時

およびその後も継続してキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定できるものについては、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

⑥ 連結納税制度の適用

当社及び国内子会社は、当社を連結納税親会社とした連結納税制度を適用しております。

⑦ 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び国内連結子会社は、翌連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」(2020年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌連結会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)を適用する予定であります。

追加情報

(新型コロナウイルス感染症の影響に係る会計上の見積り)

2022年度は新型コロナウイルス感染症オミクロン株の拡大により1月にまん延防止等重点措置が発出され、商業施設や直営店舗の来店客数が減少する等、前年に引き続き当社グループの事業活動にも影響を及ぼしております。この影響の見通しについては、2023年度においては海外では新型コロナウイルス対策の規制緩和の動きが見られ、国内においても行動制限の緩和の動きは見られるものの、当社グループでは、2023年度についても当該影響が一定程度継続すると再仮定し、繰延税金資産の回収可能性及び固定資産の減損損失等に関する会計上の見積りを行っております。

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱いの適用)

(従業員向け株式給付信託 (J-ESOP))

当社は、当連結会計年度より、当社の株価や業績と当社および当社グループの従業員(以下「従業員」といいます。)の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めるため、従業員に対して当社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託 (J-ESOP)」(以下「本制度」といいます。)を導入しております。

(1) 取引の概要

本制度は、米国のESOP (Employee Stock Ownership Plan) 制度を参考にした信託型のスキームであり、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は、従業員に対し職位等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度499百万円、254千株であります。

4. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は、以下のとおりです。

・本人及び代理人取引に係る収益認識

顧客への商品の提供における当社の役割が本人に該当する取引のうち、顧客から受け取る額から販売店の手数料相当額を控除した純額で収益を認識していたものについて、総額で収益を認識する方法に変更しております。

・カスタマー・ロイヤリティ・プログラムに係る収益認識

販売時にポイントを付与するカスタマー・ロイヤリティ・プログラムによる物品の販売については、従来は販売時に収益を認識するとともに、付与したポイントのうち将来使用されると見込まれる額を「ポイント引当金」として計上してはいたしましたが、付与したポイントのうち、履行義務として識別されるものについては、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行う方法に変更しております。これにより付与したポイントについて契約負債を認識し、「流動負債」の「その他」に含めて表示しております。

・返品に係る収益認識

従来、売上総利益相当額に基づいて「流動負債」に計上していた「返品調整引当金」については、返品されると見込まれる商品及び製品の収益および売上原価相当額を除いた

額を収益および売上原価として認識する方法に変更しております。これにより返品されると見込まれる商品及び製品の対価を返金負債として「流動負債」の「その他」に、返金負債の決済時に顧客から商品及び製品を回収する権利として認識した資産を返品資産として「流動資産」の「その他」に含めて表示しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当連結会計年度の売上高は9,119百万円増加、売上原価は0百万円増加、販売費及び一般管理費は9,097百万円増加、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ20百万円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は24百万円減少しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

(退職給付債務の計算方法の変更)

当社及び一部の国内連結子会社の退職給付債務の計算について、当連結会計年度より、簡便法から原則法に変更しております。この変更は、従業員の勤務期間の構成が安定し、計算の結果に一定の高い信頼性が得られる状況となったことにより、原則法による退職給付債務の計算が、期間損益計算をより適切に反映することができると判断したため行ったものであります。当該会計方針の変更は、遡及適用されております。

なお、当連結会計年度の期首における純資産額に対する影響額は、利益剰余金が447百万円減少しております。

5. 会計上の見積りに関する事項

(1) 棚卸資産の評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

商品及び製品	10,701百万円
仕掛品	1,129百万円
原材料及び貯蔵品	462百万円

(注) 棚卸資産評価損の金額 5,337百万円

② 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社グループでは、商品等を季節ごとに区分した「季節商品」と、季節に左右されにくい雑貨類を中心とした「定番商品」に区分して、ブランド別に棚卸資産の評価を行っております。

「季節商品」は、シーズン終了後未販売の商品等をアウトレット又はセールにより値引販売を行うこととなる一方、「定番商品」は、複数シーズンにわたって継続的に仕入を行い、値引せずに販売されるという特性があります。

そのため、「季節商品」は、シーズン終了後未販売の全ての商品等を対象に値引販売を考慮した正味売却価額まで帳簿価額の切下げを行っております。

一方、「定番商品」については、今後も値引せずに販売できるかについての不確実性が存在するため、一定の評価ルールに基づき、将来の値引や販売できずに廃棄する可能性に備えて、過去の販売数量が一定数量に満たない等、特定の条件に該当するものに対して、正味売却価額まで帳簿価額の切下げを行っております。

商品等のうち、「定番商品」は4,310百万円で、その大半は連結子会社である株式会社ルックで計上されております。

なお、当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があるため、見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、商品及び製品の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額）	1,689百万円
------------	----------

② 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社グループでは、連結納税会社の収益力に基づく一時差異等加減算前の課税所得を見積り、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金のうち、将来の税金負担額を軽減することができると思われる金額を繰延税金資産として計上しております。

このうち、連結納税会社の収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得及びその発生時期の見積りは、将来の事業計画に基づき算定しております。

なお、当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があるため、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

<連結貸借対照表に関する注記>

1. 有形固定資産の減価償却累計額 5,980百万円

<連結損益計算書に関する注記>

1. 減損損失の内容

場所	用途	種類
東京都中央区、他	事業用資産	建物及び構築物、 工具、器具及び備品 投資その他の資産 その他 (長期前払費用)

当社グループは店舗を基本とした単位をキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としております。また、本社等の全社資産につきましては共用資産としてグルーピングしております。事業用資産につきましては、営業活動から生じる損益がマイナスとなることが見込まれるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額136百万円（建物及び構築物108百万円、工具、器具及び備品27百万円、投資その他の資産 その他0百万円）を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は正味売却価額によっており、正味売却価額は処分見込額により評価しております。

<連結株主資本等変動計算書に関する注記>

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類および総数

普通株式 7,740,913株

2. 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議日	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年3月30日 定時株主総会	普通株式	308百万円	40円00銭	2021年12月31日	2022年3月31日

(注) 配当金の総額308百万円には、ルックホールディングス従業員持株会専用信託口に対する配当金支払額6百万円を含んでおります。

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2023年3月29日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	463百万円	60円00銭	2022年12月31日	2023年3月30日

(注) 配当金の総額463百万円には、以下に対する配当金支払額を含んでおります。

- ・ ルックホールディングス従業員持株会専用信託口：7百万円
- ・ 株式会社日本カストディ銀行信託口 (J-ESOP)：15百万円

<金融商品に関する注記>

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、安全性の高い金融資産で運用し、また、運転資金の一部を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主にその他有価証券および業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

敷金は、主に賃借物件に係る預託であり、預入先の信用リスクが存在します。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。また、一部外貨建ての営業債務は為替リスクに晒されておりますが、先物為替予約によるヘッジを行っております。

デリバティブ取引は、主に外貨建ての営業債務に係る為替変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法については、前述の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「3. 会計方針に関する事項 (5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 ⑤ ヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、各事業部門における債権担当者が主要な取引先の状況をモニタリングし、取引相手ごとの期日管理および残高管理を行い、主な取引先の信用状況を把握し、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、デリバティブ取引の利用にあたっては、格付けの高い金融機関等とのみ取引を行っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての営業債務について、為替相場の状況により、輸入に係る予定取引により確実に発生すると見込まれる外貨建て営業債務に対する先物為替予約を行っております。

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しています。

デリバティブ取引については権限規程等を定めた社内管理規程に基づいて経理部が実行、管理し、定期的に取り締役会で取引状況を報告しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は含まれておりません（(注) 参照）。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	3,025	3,025	—
満期保有目的の債券	15	14	△0
資産計	3,041	3,040	△0
長期借入金(*2)	9,356	9,345	△10
負債計	9,356	9,345	△10
デリバティブ取引(*3)	△24	△24	—

(*1)現金及び預金、受取手形及び売掛金、支払手形及び買掛金、短期借入金については現金であること、および短期間で決済されるため時価が帳簿価額と近似するものであることから、また、重要性が乏しいものについては記載を省略しております。

(*2)1年以内返済予定の長期借入金を含めております。

(*3)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 市場価格のない株式等

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式 (※)	102

※ 上記については、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券 株式	3,025	—	—	3,025
デリバティブ取引 通貨関連	—	△24	—	△24

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券 国債・地方債等	—	14	—	14
長期借入金	—	9,345	—	9,345

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。また、満期保有目的の債券は国債の利回り等、適切な利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

通貨関連取引（為替予約）の時価は、金融機関等より提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

<収益認識に関する注記>

1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報

			売上高 (百万円)	
顧客との契約から 生じる収益	アパレル関連事業	日本	小売	16,643
			卸売	2,551
			E C	4,779
			計	23,975
		海外	韓国	28,346
			欧州	1,385
			その他海外	452
			計	30,184
		計	54,159	
		生産及びOEM事業	471	
	物流事業	4		
飲食事業	52			
計	54,687			
その他の収益	—			
外部顧客への売上高	54,687			

(注) 1. アパレル関連事業 - 日本の「小売」は、主にE Cを除く店舗（百貨店、直営店、フランチャイズ店など）における売上高になります。

2. 売上高の数値は連結消去後のものになります。

2.収益を理解するための基礎となる情報

「<連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等> 3. 会計方針に関する事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3.当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報
 契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度 (百万円)
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	5,303
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	5,811
契約負債 (期首残高)	24
契約負債 (期末残高)	87

契約負債は、主に、アパレル関連事業において、カスタマー・ロイヤリティー・プログラムに基づき、商品及び製品の販売時に付与したポイントに関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益(主に、取引価格の変動)の額に重要性はありません。

<従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する注記>

(信託型従業員持株インセンティブ・プラン)

当社は、従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブの付与を目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」(以下、「本プラン」といいます。)を導入しております。

(1) 取引の概要

本プランは、「ルックホールディングス従業員持株会」(以下「持株会」といいます。)に加入するすべての従業員を対象とするインセンティブ・プランです。本プランでは、当社が信託銀行に「ルックホールディングス従業員持株会専用信託」(以下、「従持信託」といいます。)を設定し、従持信託は、6年4ヶ月の期間にわたり持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を予め取得します。その後は、従持信託から持株会に対して継続的に当社株式の売却が行われるとともに、信託終了時点で従持信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。なお、当社は、従持信託が当社株式を取得するための借入に対し保証することになるため、当社株価の下落により従持信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点において従持信託内に当該株式売却損相当の借入金残債がある場合は、かかる保証行為に基づき、当社が当該残債を弁済することになります。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、

純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度164百万円、120千株であります。

- (3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額
当連結会計年度150百万円

(従業員向け株式給付信託 (J-ESOP))

当社は、当連結会計年度より、従業員向け株式給付信託 (J-ESOP) を導入しております。詳細は「<連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等> 追加情報」に記載のとおりであります。

< 1株当たり情報に関する注記 >

- 1株当たり純資産額 4,067円50銭
- 1株当たり当期純利益 355円24銭

(注) 当社は、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」および「従業員向け株式給付信託 (J-ESOP)」を導入しており、株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めており、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

(信託型従業員持株インセンティブ・プラン)

期末の当該自己株式の数：120,500株 期中平均の当該自己株式の数：135,055株

(従業員向け株式給付信託 (J-ESOP))

期末の当該自己株式の数：254,800株 期中平均の当該自己株式の数：83,640株

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

<重要な会計方針に係る事項に関する注記>

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券

子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法であります。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）であります。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法であります。

(2) デリバティブ取引

時価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

2007年3月31日以前に取得したもの

旧定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については旧定額法を採用しております。

2007年4月1日以降に取得したもの

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を除く）、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法を採用しております。

なお、耐用年数および残存価額については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

また、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

また、自社利用のソフトウェアについては、見込利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 …… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権は貸倒実績率により計上しており、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金 …… 従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。
- (3) 退職給付引当金 …… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
 - ①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ②数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
- (4) 株式給付引当金 …… 従業員への当社株式の給付に備えるため、株式給付債務の見込額を計上しております。
- (5) 関係会社事業損失引当金 …… 関係会社の事業の損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、当事業年度末における損失負担見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の収益は、子会社からの経営管理料、業務受託料及び受取配当金となります。

経営管理料及び業務受託料については、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務が実施された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。受取配当金については、支払を受けた日をもって収益を認識しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結貸借対照表における会計処理の方法と異なっております。

(3) 連結納税制度の適用

当社は、当社を連結納税親会社とした連結納税制度を適用しております。

(4) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」(2020年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)を適用する予定であります。

追加情報

(新型コロナウイルス感染症の影響に係る会計上の見積り)

2022年度は新型コロナウイルス感染症オミクロン株の拡大により1月にまん延防止等重点措置が発出され、商業施設や直営店舗の来店客数が減少する等、前年に引き続き当社グループの事業活動にも影響を及ぼしております。この影響の見通しについては、2023年度においては海外では新型コロナウイルス対策の規制緩和の動きが見られ、国内においても行動制限の緩和の動きは見られるものの、当社グループでは、2023年度についても当該影響が一定程度継続すると再仮定し、繰延税金資産の回収可能性及び固定資産の減損損失等に関する会計上の見積りを行っております。

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱いの適用)

従業員向け株式給付信託 (J-ESOP) に関する注記については、連結注記表の「追加情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

6. 会計方針の変更に関する事項

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当該会計基準等の適用による当事業年度の損益及び期首剰余金に与える影響は軽微であります。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

(退職給付債務の計算方法の変更)

当社の退職給付債務の計算について、当事業年度より、簡便法から原則法に変更しております。この変更は、従業員の勤務期間の構成が安定し、計算の結果に一定の高い信頼性が得られる状況となったことにより、原則法による退職給付債務の計算が、期間損益計算をより適切に反映することができると判断したため行ったものであります。当該会計方針の変更は、遡及適用されております。

なお、当事業年度の期首における純資産額に対する影響額は、利益剰余金が389百万円減少しております。

7. 会計上の見積りに関する事項

(1) 繰延税金資産の回収可能性

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額
繰延税金負債（純額） 113百万円
- ② 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報
連結注記表の「5. 会計上の見積りに関する事項（2）繰延税金資産の回収可能性」と同一内容であるため、記載を省略しております。

<貸借対照表に関する注記>

1. 関係会社に対する短期金銭債権	756百万円
2. 関係会社に対する長期金銭債権	2,221百万円
3. 関係会社に対する短期金銭債務	4百万円
4. 有形固定資産の減価償却累計額	188百万円
5. 保証債務	
(株)ルック	948百万円
A.P.C.Japan(株)	400百万円
(株)ルックモード	416百万円

金融機関からの借入金および商品売買取引ならびに賃貸借契約取引に対する保証債務であります。

<損益計算書に関する注記>

関係会社との取引高は次のとおりであります。

営業収益	2,416百万円
営業取引以外の取引高	408百万円

<株主資本等変動計算書に関する注記>

当事業年度末における自己株式の種類および株式数

普通株式	386,540株
------	----------

(注) 普通株式の自己株式の株式数には以下の信託口が保有する当社株式が含まれております。

- ・ルックホールディングス従業員持株会専用信託口：120,500株
- ・株式会社日本カストディ銀行信託口（J-ESOP）：254,800株

<税効果会計に関する注記>

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(繰延税金資産)

繰越欠損金	193百万円
関係会社株式評価損	379
分割に伴う子会社株式	287
貸倒引当金否認	15
その他	113
繰延税金資産小計	989
評価性引当額	△701
繰延税金負債との相殺	△287
繰延税金資産合計	—

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△295百万円
資産除去債務固定資産	△13
前払年金資産	△92
繰延税金負債小計	△401
繰延税金資産との相殺	287
繰延税金負債合計	△113
繰延税金負債の純額	△113

<関連当事者との取引に関する注記>

子会社および関連会社等

種類	会社等の名称	議決権の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	(株)ルック	直接 100.0%	経営管理及び 一般業務受託 資金の貸付 役員の兼任	経営管理料	459	—	—
				業務受託料	770	—	—
				賃貸借料	265	—	—
				資金の貸付	—	短期貸付金	271
				資金の回収	1,000	長期貸付金	500
				未収連結納税額	190	未収入金	190
				受取利息	14	—	—
				債務保証	948	—	—
子会社	A.P.C.Japan(株)	直接 100.0%	経営管理及び 一般業務受託 資金の貸付 役員の兼任	経営管理料	73	—	—
				業務受託料	126	—	—
				賃貸借料	38	—	—
				資金の貸付	—	短期貸付金	—
				資金の回収	150	長期貸付金	—
				未収連結納税額	86	未収入金	86
				受取利息	1	—	—
				債務保証	400	—	—
子会社	(株)ルックモード	直接 100.0%	経営管理及び 一般業務受託 資金の貸付 役員の兼任	経営管理料	6	—	—
				業務受託料	38	—	—
				賃貸借料	56	—	—
				資金の貸付	190	短期貸付金	100
				資金の回収	90	長期貸付金	—
				未払連結納税額	0	未払金	0
				受取利息	0	—	—
				債務保証	416	—	—
子会社	(株)エル・ロジス ティクス	直接 100.0%	経営管理及び 一般業務受託 資金の貸付 役員の兼任	経営管理料	4	—	—
				業務受託料	35	—	—
				賃貸借料	8	—	—
				資金の貸付	17	短期貸付金	—
				資金の回収	27	長期貸付金	100
				未収連結納税額	1	未収入金	1
				受取利息	1	—	—
				債務保証	—	—	—
子会社	(株)ファッショナ ブルフーズ・イン ターナショナル	直接 100.0%	経営管理及び 一般業務受託 資金の貸付 役員の兼任	経営管理料	1	—	—
				業務受託料	2	—	—
				賃貸借料	1	—	—
				受取利息	2	—	—
子会社	(株)ラボ・オーフ ナト	直接 100.0%	資金の貸付 役員の兼任	資金の回収	—	長期貸付金	51
				受取利息	0	—	—
				未払連結納税額	3	未払金	3
子会社	Bisonte Italia Holding S.r.l.	直接 100.0%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付	—	長期貸付金	1,570
				受取利息	15	未収入金	55

(注) 取引条件および取引条件の決定方針等

1. 経営管理料、業務受託料については、当社の運営費用および業務内容を勘案し決定しております。
 2. 賃貸借料については、市場価格等を勘案し、一般の取引条件と同様の基準により算定しております。
 3. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
当事業年度において180百万円の関係会社貸倒引当金戻入額を計上しております。
当事業年度末の関係会社に対する貸倒引当金残高は49百万円であります。
 4. 金融機関からの借入金および商品売買取引契約ならびに賃貸借契約取引に対して債務保証を行っております。
 5. 取引金額には消費税等を含めておりません。
 6. 期末残高には消費税等を含めております。
- ※ (株)ファッションブルフーズ・インターナショナルは当事業年度において、当社の連結子会社である(株)ルックを存続会社とする吸収合併により消滅しております。上記議決権の所有割合については合併前の数値を記載しております。

<収益認識に関する注記>

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、個別注記表の「重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

<1株当たり情報に関する注記>

1. 1株当たり純資産額 2,115円30銭
2. 1株当たり当期純利益 168円62銭

(注) 当社は、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」および「従業員向け株式給付信託(J-ESOP)」を導入しており、株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めており、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

(信託型従業員持株インセンティブ・プラン)

期末の当該自己株式の数：120,500株 期中平均の当該自己株式の数：135,055株
(従業員向け株式給付信託(J-ESOP))

期末の当該自己株式の数：254,800株 期中平均の当該自己株式の数：83,640株

<その他の注記>

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する注記)
連結注記表と同一であります。

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。